

改訂・アップデート版

# 災害後の遺体管理

初動対応者のための現場マニュアル  
第2版



日本赤十字国際人道研究センター



# 災害後の遺体管理

## 初動対応者のための現場マニュアル

### 第2版

Editors

Stephen Cordner

Professor of Forensic Pathology, Monash University and Victorian Institute of Forensic Medicine

Rudi Coninx

Health Emergency Programme, World Health Organization

Hyo-Jeong Kim

Health Emergency Programme, World Health Organization

Dana van Alphen

Disaster Preparedness and Response, Pan American Health Organization

Morris Tidball-Binz

Head of Forensic Services, International Committee of the Red Cross

翻訳

高田洋介

## 訳者はしがき

本書『災害後の遺体管理：初動対応者のための現場マニュアル』は、パン・アメリカン保健機構（PAHO）、世界保健機関（WHO）、国際赤十字委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）などの国際機関が協働して作成した、災害後の遺体管理に関する国際的な実務指針である。大規模災害では多数の死者が発生し、「大量死者発生事案（Mass Fatality）」への対応が社会全体の課題となる。災害直後には、法医学の専門家や専門チームが直ちに現地に到着できるとは限らず、遺体の収容や管理は、多くの場合、自治体職員、警察、消防、医療関係者、地域住民やボランティアなど、現場にいる初動対応者によって担われる。本書は、そのような状況下において、遺体の尊厳を守りつつ適切に管理し、将来の身元確認につなげるための実践的な方法を示したものである。

日本においても、この課題は決して遠い問題ではない。2011年の東日本大震災では、膨大な数の犠牲者への対応が必要となり、火葬能力の不足や安置施設の確保など、多くの自治体がこれまで経験したことのない困難に直面した。遺体の適切な管理は、亡くなられた方々の尊厳を守るためだけでなく、遺族が大切な人を確認し見送るための重要な過程であり、さらに死亡確認や身元確認に関わる法的手続きの基盤ともなる。

さらに、将来発生が懸念されている南海トラフ地震では、東日本大震災を上回る犠牲者が生じる可能性が指摘されている。このような事態に備えるためには、自治体をはじめとする関係機関が、災害時の遺体管理に関する国際的な原則と実務を理解しておくことが重要である。本書を翻訳したのは、そのような備えの一助となることを願ってのことである。

本書の原著は2016年に刊行されており、本翻訳版はその刊行からちょうど10年を経て世に出ることとなる。災害後の遺体管理に関する基本原則と実務的知見は、現在においてもなお重要な指針として国際的に参照され続けている。本書が、自治体職員、医療・警察・消防関係者、そして災害対応に携わる多くの実務者にとって、将来の大規模災害への備えと対応に資することを願っている。

なお、本書の翻訳にあたり、日本赤十字国際人道研究センター所長の角田敦彦先生ならびに副所長の新沼剛先生には、訳文をご確認いただき、表現や言い回しについて貴重なご助言と修正を賜った。ここに記して、深く感謝申し上げる。

学校法人日本赤十字学園  
日本赤十字国際人道研究センター  
研究員 高田洋介  
2026年3月

Published by Pan American Health Organization under the title *Management of Dead Bodies after Disasters: A Field Manual for First Responders. Second (revised) Edition. 2016.*

ISBN 978-92-75-31924-6.

© Pan American Health Organization, 2016

The Pan American Health Organization (PAHO) has granted a one-time translation right to the Japanese Red Cross Academy. This translation was not created by the Pan American Health Organization. PAHO is not responsible for the content or accuracy of this translation.

パン・アメリカン保健機構（PAHO）は、日本赤十字学園に対し、本書の一回限りの翻訳権を付与している。本翻訳はパン・アメリカン保健機構により作成されたものではない。パン・アメリカン保健機構は、本翻訳の内容または正確性について責任を負わない。

翻訳にあたっては、一般の方にも読みやすく表現することを心がけ、必ずしも公定訳によらない表現を選んだ箇所や、必要に応じて訳者注を加えているが、これら翻訳に関する最終的な責任は、訳者に帰するものである。

## 前書き（序文）

自然災害は壊滅的な結果をもたらすことがあり、多数の死者を出し、被災地や被災地域の緊急対応サービスをも圧倒する。これらの自治体やコミュニティは通常、災害発生時、生存者の救助やケア、遺体の管理などの初動対応を行う。

人道支援団体は、被災者への支援や基本的なサービスの供給とともに、適切な遺体の管理が災害対応の重要な活動であることを認識している。2004年のインド洋津波や2013年のフィリピン台風ハイヤンなどの災害の経験から、地元住民やボランティアを含む初動対応者が遺体の管理において重要な役割を果たすことが再確認されている。

世界中のこうした初動対応者には、この任務を適切かつ尊厳を持って遂行できるような、簡潔で実用的なわかりやすいガイドラインが必要である。これには、法医学専門家や警察による、遺体の特定や行方不明者の消息解明といった今後の捜査を支援するために必要な措置も含まれる。また、適切な災害対策を計画するためにも、こうした指針が必要である。

2006年、まさにそのようなニーズに応えるためにこのマニュアルの初版が出版された。これは、災害における遺体の管理を改善し、災害における遺体の適切かつ尊厳を持った管理がなぜ重要であるかについての理解を促進し、この任務における初動対応者の役割を認識してもらうための重要かつ実践的な一歩となった<sup>1</sup>。

以来、このマニュアルは、世界中で安定した需要がある。現在では数か国語に翻訳され、世界各地で発生した大規模災害や大量死者発生事案でその有用性が実証されている。大量死者発生事案への対応計画の参考資料としても活用されている。このマニュアルは、法医学サービスが不足している、あるいは存在しない状況を想定して作成されたが、法医学サービスが充実し、災害対応機関が高度に発達している国々でも、災害への備えに役立つツールとして高く評価されている。専門家が被災地に到着するには数日かかる場合もある。このマニュアルに定められた初動対応者の活動により、専門家の活動がより効果的になりうる。

初版のマニュアルの使用と、その推奨事項の実践から課題が見いだされた。その有用性と適切性は確認されたが、大量死者発生事案での遺体管理分野における科学的・技術的發展から、更新が必要であることが示唆された。

世界保健機関と赤十字国際委員会が始めたこのマニュアルの更新作業は、2015年に始まった。国際赤十字・赤新月社連盟とパン・アメリカン保健機構は、マニュアルの改訂において再び重要な役割を果たし、国際刑事警察機構は、遺体管理に関するすべてのマニュアルとの整合性を確保するために、広範囲にわたって諮問を受けた。ビクトリア法医学研究所のステイブン・コードナー教授が、この第2版を監修した。

このマニュアルの新版は、初版の精神と目的を維持し、災害時の遺体管理における初動対応者の貴重な貢献を認めている。このマニュアルは、この困難だが不可欠な作業に対して、簡潔で実用的かつ有用な指針を提供する。

ピーター・サラマ博士  
健康緊急事態対応プログラム  
執行理事  
世界保健機関

イヴ・ダコール氏  
総裁  
赤十字国際委員会

カリッサ・エティエンヌ博士  
事務局長  
パン・アメリカン保健機構

エルハジ・アス・シ氏  
事務総長  
国際赤十字・赤新月社連盟

## 著 者

Marc Bollman	Forensic Pathologist, Centre Universitaire Romand de Médecine Légale and member of the Swiss DVI Team
Rudi Coninx	Health Emergencies Programme, World Health Organization, Geneva, Switzerland
Stephen Cordner	Professor of Forensic Pathology, Monash University; Head of International Programmes, Victorian Institute of Forensic Medicine, Melbourne, Australia
Simon Djidrovski	Coordinator EDPS/DVI, INTERPOL General Secretariat, Lyon, France
Eric Dykes	Professor of Emergency Management, Narvik University College, Norway and President Emeritus of the Institute of Civil Protection and Emergency Management, United Kingdom
Serge Eko	Forensic Pathologist, DVI Unit, INTERPOL General Secretariat, Lyon, France
Oran Finegan	Deputy-head of Forensic Services, International Committee of the Red Cross, Geneva, Switzerland
William Goodwin	School of Forensic and Applied Sciences, university of Central Lancashire, United Kingdom
Hyo-Jeong Kim	Health Emergencies Programme, World Health Organization, Geneva, Switzerland
Maria Mikellide	Forensic Coordinator, International Committee of the Red Cross, Baku, Azerbaijan
Pierre Perich	Forensic Pathologist, Hôpital de la Timone, Marseille, France
Jose Luis Prieto	Forensic Pathologist, Medico-Legal Institute of the Community of Madrid, Spain
Morris Tidball-Binz	Head of Forensic Services, International Committee of the Red Cross, Geneva, Switzerland
Dana Van Alphen	Disaster Preparedness and Response, Pan American Health Organization, Barbados
Duarte Nuno Vieira	Head of the Department of Forensic Medicine and Dean of the Faculty of Medicine, University of Coimbra, Portugal

## 目次

前書き（序文）	III
著者	V
1. 序：イントロダクション	1
2. 計画と調整	3
3. 衛生と安全—遺体による感染症リスク対策	7
4. 遺体への固有識別コードの付与	11
5. 遺体の写真撮影およびデータの記録	13
6. 遺体の収容	19
7. 遺体の一時保管	23
8. 追跡可能な遺体の長期保管および処理	27
9. 遺族および家族に対する支援	29
10. 行方不明者に関する情報収集および管理（推定死亡者を含む）	31
11. 家族および報道機関とのコミュニケーション	33
12. よくある質問	35
付録1. 遺体情報記録票	40
付録2. 行方不明者情報記録票	44
付録3. 固有識別コード付き遺体ラベルおよび証拠保全の連鎖記録票	49
付録4. 大量死者発生事案対応計画チェックリスト	50
付録5. 遺体管理のための調整計画フローチャート：事例	54
付録6. 感染症の流行による死者の遺体の取り扱い	55
付録7. 墓地	59
付録8. 大量死者発生災害における法医学的 DNA 分析の活用を可能とするプロセス	60
付録9. 大量死者発生災害における外国籍死亡者の管理	62
付録10. 参考文献	63
付録11. 国際機関	65

# 1. 序：イントロダクション

このマニュアルの目的は2つある。1つ目は、適切かつ尊厳を持って遺体の管理を推進すること、2つ目は、遺体の身元確認を容易にすることである。多くの災害、特に大規模な災害の後、遺体の収容と当面の管理は、地方公共団体、組織、コミュニティ、住民、ボランティアによって行われる。なぜなら、法医学の専門家が到着するのは数日、あるいはそれ以上かかるかもしれないし、法医学の専門家がまったくいない状況もあるからである。そのため、本マニュアルは、発災直後に現場にいる、あるいは対応できる人々、すなわち初動対応者に対する実践的な提言に重点を置いている。

初動対応者による遺体管理の初期作業は、死者の尊厳を守るものである。遺体の適切な回収には、以下のことが含まれる。

- ◆ 各遺体に固有識別コードを割り当てること。
- ◆ できるだけ早く写真を撮り、各遺体に関するデータを記録すること。
- ◆ 各遺体を遺体袋に入れること。
- ◆ 遺体を整然と一時保管すること。

遺体の早期管理におけるこうした措置は、遺体の尊厳を守るために大いに役立つ。遺体の追跡可能性を確保し、遺体の紛失を防ぐことにもつながる。しかし、遺体の身元を確認するには、さらに多くのことが必要である。

- ◆ 行方不明者のリストを作成し、
- ◆ リストに載っている人々の情報を集めなければならない。

こうした措置がすべて講じられれば、後に法医学の専門家が遺体の正確な身元確認を行うための基礎が築かれることになる。また、早期にこれらすべての措置を実践することで、法医学的対応が不可能な場合でも、遺体の確認数を増やすことができる。遺体の適切な管理には、遺族、友人、地域社会への謝意と支援も含まれる。

このマニュアルは、法医学捜査の包括的な枠組みを提供するものではなく、専門家による犠牲者の法医学的身元確認の必要性に取って代わるものでもない。しかし、もしマニュアルの勧告に従わなければ、相当数の遺体の身元確認は行われなだろう。たとえば、現在ではDNA技術だけで身元確認が十分だと考える人が多い。しかし、災害発生後に指紋、DNA、歯科所見など**あらゆる個別識別方法を**効果的に利用するためには、本手引書に記載されたすべての勧告を実施する必要がある。

(付録8参照)

災害直後はガイドラインを読む時間がほとんどないため、このマニュアルでは主要作業ごとに1章を割り、簡潔に箇条書きを用いている。現地のコーディネーターは、関連する章をコピーして、遺体の回収など特定の作業を担当する個人に簡単に配布することができる。このマニュアルには、計画策

定者や管理者が将来の災害に備え、初動対応者の訓練を実施するのに役立つ資料も含まれている。

要約すると、本マニュアルに述べられているのは、災害直後の遺体管理に関する緊急対応手順である。その手順は、

- ★ 死者の尊厳に配慮すること
- ★ 遺族を尊重すること
- ★ 物流や人的資源の制限に現実的に対応すること
- ★ 死者の追跡可能性と身元確認を可能な限り効果的かつ効率的に行うこと
- ★ 次の必要な段階、すなわち身元不明の遺体を可能な限り多く確認するための適切かつ段階的な作業の準備である。もし法医学の専門家がいれば、彼らが初動対応者による作業の結果を基に調査を行うことになるだろう。

緊急対応の期間と範囲は、災害の規模、状況、種類によって異なる。初動対応者、赤十字国際委員会（ICRC）、世界保健機関（WHO）、国連（UN）などの国際機関、災害犠牲者身元確認（DVI）\* 担当者<sup>2</sup>（通常、国際刑事警察機構の DVI 原則を用いる警察や法医学の専門家）との間の緊密な連絡と調整は必須であり、できるだけ早く、理想的には災害が発生する前から行うべきである。

このアプローチをとれば、可能な限り多くの遺体を識別するための統制の取れた段階的な対応が可能になる。

このマニュアル全体では、「dead bodies（死体）」や「the deceased（故人）」、「the dead（死者）」といった用語は、より敬意を払い、技術的に正確な「human remains（遺体あるいは人体遺残物）」という表現の代わりに使用されている<sup>(訳注)</sup>。これは、前者の方が読者にとって曖昧さが少ないためである。また、「体の一部」という用語は、明確に人間の組織であるものの、全身ではないものを指す。体の一部も、遺体と同様に扱われる。

訳注 原書では主に dead bodies（死体）が用いられているが、本訳書では、日本語として丁寧な表現である「遺体」を dead bodies に対する訳語として用いた。

\* DVI: Disaster Victim Identification

## 2. 計画と調整

### 目的

1. 対応を計画し実施するために、機関間の効果的なリーダーシップと調整を促進する。
2. 利用可能な資源が遺体の管理に効果的かつ効率的に活用されることを確保する。

### 概要

1. 災害管理計画は事前に策定されるべきである（付録4参照）。
2. 計画には、遺体に対する特別な取り決め（例えば、付録5参照）を含めるべきであり、それを初動対応者が実践する。
  - ★ 計画は、災害計画を担当する上級危機管理、保健、警察幹部、または法医学を担当する専門家によって開始されるべきである
  - ★ 特別な取り決めは、警察、宗教関係者、政府（保健省を含む）、地方公共団体、ボランティア団体（赤十字・赤新月社を含む）、および専門家と共同で策定すべきである
  - ★ 特別な取り決めは、現地の既存の調整メカニズムに沿ったものでなければならない
  - ★ 調整は、地域、地方、国、国際の複数のレベルで必要である
  - ★ 人道危機においては、国際支援は分野ごとにまとめられ<sup>3</sup>、保健分野は、他の分野と連携しながら、遺体の管理に関わる可能性が最も高い分野である
3. 対応を行うにあたっては、事前の調整が不可欠である。
  - ★ 必要となる対応の規模と範囲を評価する
  - ★ 必要なりソース（例えば、法医学チーム、安置所／遺体保管施設、遺体袋など）を確保する
  - ★ 遺体の管理を担当する地域／国の機関と連絡を取る
  - ★ 遺体の管理と遺族への対応に関する行動計画を実践する
  - ★ 遺体および行方不明者または死亡したと推定される者に関する情報を収集および管理し、行方不明者に関する情報を行方不明者情報記録票（付録2）に記録する
  - ★ 遺体の管理と身元確認について、家族や地域社会と正確な情報を共有する
  - ★ 遺体の一時的な保管や埋葬を含め、文化的な慣行に従って適切に遺体を管理する

計画と調整事項には、初動対応者に必要な資機材の準備を盛り込むべきである。次頁 BOX 1 の\*印の項目は必須項目であり、それ以外は備えておくことが望ましい項目である。

## Box1. 遺体の回収に必要な資機材

### 防護装備：

1. 防水エプロン\*
2. ディスポーザブルつなぎ服：XXL、XL、Lサイズが望ましい
3. 保護メガネ（ゴーグルなど）
4. 手袋（Lサイズの重作業用および納棺用）\*
5. ゴム長靴（洗浄可能なもの）\*
6. マスク（外科用ディスポーザブル）
7. マスク（化学物質・防毒マスク）+ 交換用フィルター
8. 虫除け
9. 日焼け止め
10. 手指および表面消毒剤（石鹼、液体）\*
11. ウェットティッシュ
12. 救急箱\*

### 収容・搬送・保管資機材：

1. 遺体袋（持ち手付搬送用バッグ）\*
2. 担架（ストレッチャー）
3. 白シート
4. 記載欄付きジッパー式プラスチック袋（証拠品保管用）3サイズ\*
5. スクリューキャップ付サンプルの密封保存用容器
6. 紙袋 3サイズ
7. 産業廃棄物用ごみ袋
8. 遺骨収納用段ボール箱
9. 防水テープ
10. カッターまたはハサミ
11. サンプル容器（プラスチック製、ラベル記入スペース付き）
12. DNA サンプル採取キット（FTA/ワットマン紙ベース）（初動対応者のみ。指導する管理者がいる場合）
13. 防水シート/ビニールシート
14. ロープ（25m）
15. スコップ
16. つるはし
17. スクリーン（中メッシュ）
18. タオル
19. 斧/鉞（なた）
20. T字型探針 長さ2m以上
21. 通信機器

### 記録保管資機材：

1. 足首サイズの結束バンド\*
2. 遺体識別タグ（付録3参照）；あらかじめ番号が印刷されている防水加工のもの。もしくは、固有遺体識別コードを書き込めるタグ（頑丈なプラスチックまたは金属製で、結束バンド用の穴と書き込みスペース付き）を使用する。\*
3. 消えないマーカー\*
4. 筆記具\*
5. 懐中電灯（LED/ヘッドランプ/その他）
6. ノートパソコン
7. カメラ（できればデジタル、700万～800万画素のもの。予備のバッテリー、メモリーカード、ノートパソコン用のメモリーカードリーダーを含む）\*
8. 定規（目盛付きの基準スケール）
9. 杭（アルミニウム、テントの杭）
10. 巻尺（金属製、10m）
11. 現場を確保するためのバリケードまたは規制テープ（少なくとも100m）
12. 塗装用スプレー（缶）
13. ペグ/フラッグ（証拠をマーキングするための）
14. 記入用紙：遺体情報記録票（付録1）および行方不明者情報記録票（付録2）\*
15. 記入用紙：国際刑事警察機構指定遺体発見現場記録用紙、生前情報記録用紙（Ante-mortem：AM）、および検視記録用紙（Post-mortem：PM）
16. ステープラー（ホッチキス）および針
17. クリップボード
18. A4サイズ方眼紙、できれば防水加工のもの（防水加工の紙がない場合は、クリップボードや書類を入れるフォルダーにビニールカバーを付ける）
19. 方位磁石
20. 北矢印
21. GPS

## 効果的な現地での調整

- ◆ 既存の災害対応計画に従い、できるだけ早く、遺体の管理に関する全権と責任を担う現地の調整機関を特定し、その人物の氏名を明確にする（例：都道府県知事、警察署長、軍／自衛隊指揮官、市区町村長など）。
- ◆ 医療関係者や病院長をコーディネーターに指名することは推奨されない。彼らの主務は生存者、傷病者に対する医療活動にあるからである。
- ◆ 遺体の管理を調整するチームを結成する。軍／自衛隊、民間防衛、消防、地域の救命救急、捜索・救助組織、国内の赤十字社・赤新月社、地域の葬儀場、葬儀業者、検死官など、対応できる主要な関係者を加える。埋葬を含む文化的な慣習に精通している宗教指導者やその他の関係者も加える。
- ◆ 保健担当者または国連人道問題調整事務所（UNOCHA）が現地にいる場合は、国際的な捜索救助チームや DVI（災害犠牲者身元確認）チームとの連絡調整を行うため、チームに加える。また、現地で調達不能なもので国際的な支援が必要なもの、その支援を実現するために当局との連絡調整を担う担当者を任命する（国際機関の一覧は付録11を参照）。
- ◆ 以下の活動のいずれか、または複数を担当する者を任命し、本マニュアルの該当する章を提供すること。
  - ★ 健康と安全（第3章：すべての初動対応者向け）
  - ★ 遺体への固有識別コードの付与（第4章）
  - ★ 遺体の写真撮影およびデータの記録（第5章）
  - ★ 遺体の収容（第6章）
  - ★ 遺体の一時保管（第7章）
  - ★ 追跡可能な遺体の長期保管および処理（第8章）
  - ★ 遺族および家族に対する支援（第9章）
  - ★ 行方不明者に関する情報収集および管理（第10章）
  - ★ 家族および報道機関とのコミュニケーション（第11章）
  - ★ ロジスティクス（第4・5・6・7・8章）

## 効果的な地域および政府での調整

- ◆ できるだけ早く、遺体管理を担当する政府または地域の調整責任者を任命し、適切な権限を与えること（例：大臣、知事、警察署長、軍／自衛隊指揮官、市区町村長など）。
- ◆ 災害管理計画の大量死者発生事案の節を参照すること。
- ◆ 主要関係者を含む調整グループを設置し、以下の事項について助言を行うこと。
  - ★ 地方公共団体および責任者との連携
  - ★ 後方支援（例：軍／自衛隊・警察）
  - ★ 遺体への固有識別コードの付与、データ収集・記録に関する技術支援
  - ★ 遺体および行方不明者・推定死亡者に関する情報管理
  - ★ 身元確認および死亡証明に関する法的問題の対応
  - ★ 一般市民および報道機関との情報共有・対応
  - ★ 外国人遺体の管理に関する外交団、政府間・国際機関（例：国連、世界保健機関（WHO）、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、国際刑事警察機構）との連携（付録9参照）

## 行うべきことと避けるべきこと

- ◆ すべての災害対応計画に遺体管理を含めること。
- ◆ 初動対応者が遺体への対応が想定される災害に対して、事前計画を立てること。
- ◆ 良い初動対応は遺体の身元確認を促進し、その数を確実に増加させることを理解すること。
- ◆ 防災計画において、遺体問題を無視してはならない。
- ◆ 遺族のニーズを無視してはならない。



## 3. 衛生と安全

### —遺体による感染症リスク対策

#### 目的

1. 遺体の安全な取り扱いを促進する。
2. 初動対応者や一般市民に遺体から感染症が拡大するリスクは、極めて低いことへの理解を深める。

注：本章では、化学物質や放射線に関連する災害は対象としていない。これらは通常の初動対応者の対応範囲および能力を超えており、通常の初動対応者が対応にあたるべきではない。

また、本章は、エボラウイルス病など強い感染力をもつ疾患による死者に対応する初動対応者が、網羅すべき要件についても取り扱っていない。これらの場合、特別な訓練および専用の防護装備が必須である（付録6を参照）。

以下の内容は、主として自然災害に関するものである。

#### 概要

1. 災害後には、遺体が疫病を引き起こすのではないかと不安が生じることが多い。
2. このような一般的な思い込みには科学的根拠がなく、報道機関や一部の医療・災害関係者によって誤って報道されることがある<sup>4</sup>。
3. このような風評による政治的圧力は、拙速かつ非人道的な集団埋葬や、いわゆる「消毒剤」の使用といった、不必要で医学的根拠のない対応を招く可能性がある。
4. 一般に、自然災害による遺体が疫病を引き起こすことはない。
5. 生存者の方が、はるかに感染症を拡大させる可能性が高い。
6. 遺体が感染症の流行に関する健康リスクとなるのは、死因が強い感染力をもつ疾患（例：エボラウイルス病、コレラ、ラッサ熱）によって生じた場合、またはそのような感染症が風土病として存在する地域で自然災害が発生した場合に限られる。
7. 遺体の不適切な管理は、遺族に長期的な精神的苦痛を与えるだけでなく、社会的・法的問題を引き起こす原因にもなる。

#### 感染症の伝播と遺体

- ◆ 通常、自然災害の犠牲者は、外傷、溺水、火災などによって死亡し、感染症によって死亡することは少ない。
- ◆ このような災害による犠牲者は、死亡時にペスト、コレラ、腸チフス、炭疽、エボラウイルス病といった感染症に感染している可能性は低い。
- ◆ 一部の犠牲者は、B型またはC型肝炎ウイルスやHIVなどの血液媒介性慢性感染症、あるいは結核、下痢症、その他の感染症を有している場合がある。
- ◆ 感染性病原体は、遺体内で一定期間生存するが、多くは48時間以内に死滅する。一方で、HIV<sup>5</sup>やエボラウイルス<sup>6</sup>のように、48時間を超えて生存する病原体も存在する。

## 一般市民へのリスク

- ◆ 遺体から排出された糞便により、水源が汚染され、下痢症などを引き起こす可能性があるというリスクが指摘されているが、このリスクは実際に観測されたり記録されたりしたことはない。

## 遺体管理者へのリスク

- ◆ 災害で死亡した人の遺体には、血液がついていたり、糞便やその他の体液（胃の内容物など）が漏れていたりすることがある。
- ◆ 血液、糞便、その他の体液に直接接触する者は、以下の疾病に罹患する可能性がある。
  - ★ B型およびC型肝炎
  - ★ HIV/AIDS
  - ★ 下痢性疾患
- ◆ 強い感染力をもつ疾患による流行（エピソード）下で遺体を取り扱う場合には、高い感染リスクが存在する。代表的な例としては、エボラウイルス病、その他のウイルス性出血熱、コレラなどが挙げられる。（付録6参照）
- ◆ 遺体管理者は以下のその他の危険にもさらされる。
  - ★ 危険な環境（例：倒壊した建物、落下物、熱中症、低体温症など）での作業による負傷や、土壌を介して感染する破傷風のリスク
  - ★ 遺体管理という役割により、家族や友人、地域住民からの差別・偏見を受けるなどの心理社会的問題
  - ★ 深い悲しみにある地域住民が怒りを示し、遺体管理に関わる初動対応者の受け入れを拒むような事態

## 遺体管理者の安全上の注意

- ◆ 衛生および安全対策は、現場に存在する環境上の危険要因を考慮して講じる必要がある。
- ◆ 基本的な衛生管理は、血液やその他の体液を介して感染する疾患から作業員を守るために有効である。
- ◆ 作業員は、可能であれば災害発生前に、以下の点について訓練を受けておくべきである。
  - ★ 防水性の手袋、エプロン、長靴など、基本的な個人防護具の使用法（図3.1参照）
  - ★ 手で顔や口を拭わないこと
  - ★ マスクの着用は必須ではないことの理解
  - ★ 遺体を取り扱った後および食事の前には、石鹸と水で手を洗うこと
  - ★ 再使用する衣類や器具は十分に洗浄すること
  - ★ 遺体の搬送に使用した車両は清掃すること
- ◆ 閉ざされた換気のない空間からの遺体回収は慎重に行う必要がある。死後数日が経過し腐敗が進むと、アンモニアなどの有害な毒性ガスが充満する可能性がある。閉鎖空間では、新鮮な空気による換気のための時間を確保する必要がある。状況によっては、有毒ガス、煙、粉じんなどが存在する場合に備え、衛生および安全確保のために特殊なマスクの使用が求められることがある。
- ◆ 遺体の取り扱いにあたる者に対しては、同僚や管理者とのデブリーフィングを含む心理社会的支援が提供される体制を整えるべきである。また、同僚、家族、その他の社会的ネットワークも支援の担い手となり得る。
- ◆ 遺体袋の使用に関する推奨事項については、第6章を参照。



図3.1：基本的な個人防護具は、手袋、エプロン、長靴である（なお、彼が手に持っているマスクは必須ではない）。

## 行うべきことと避けるべきこと

- ◆ 遺体の搜索および収容を開始する前に、現場の安全確認（セキュリティクリアランス）を得るべきである。
- ◆ 初動対応者が、潜在的に危険な環境に入るリスクを認識していることを確認すべきである。
- ◆ 遺体は丁重かつ慎重に取り扱うべきである。
- ◆ 自然災害（地震、洪水、台風など）による死亡においては、基本的な感染予防策を講じていれば、感染症の二次的伝播リスクは極めて低いことを認識する必要がある。
- ◆ 自然災害により発生した遺体は、原則として感染症の流行を引き起こす原因とはならないことを、関係者および地域住民に対して周知すべきである。（ただし、死因が強い感染力をもつ疾患による場合や、当該災害が感染症の風土病地域で発生した場合はこの限りではない。）
- ◆ 遺体の管理に従事する作業員に対しては、必要な支援（心理社会的支援など）を提供する。
- ◆ 死因が強い感染力をもつ疾患である場合には、訓練を受けていない初動対応者に遺体の管理を担当させてはならない。
- ◆ 感染症が風土病として存在する地域においても、未訓練の初動対応者による遺体の取り扱いは避けなければならない。
- ◆ 化学的または放射線のリスクを伴う災害においては、初動対応者に遺体の管理をさせてはならない。



## 4. 遺体への 固有識別コードの付与

### 目 的

1. 遺体に固有識別コードを付与する方法を説明する。

### 概 要

1. 遺体の紛失を防ぎ、適切な記録と追跡可能性を確保し、身元確認を支援するために、すべての遺体に固有識別コードを付与しなければならない。
2. 各遺体について収集・記録されたすべての情報にも、この固有識別コードを対応させる必要がある。
3. 遺体に付与される固有識別コードは、単なる番号ではなく、重複や混乱を避けるために、文字と数字の組み合わせで構成されるべきである。

### 手 順

- ◆ 各遺体または遺体の一部に対して、文字と連番を含む固有識別コードを割り当てること。
- ◆ 固有識別コードは、決して重複させてはならない。
- ◆ 固有識別コードの作成にあたっては、あらかじめ標準的な方法について合意を得ておくことが望ましい。
- ◆ 固有識別コードの一例としては、次の三要素を組み合わせたものが挙げられる。すなわち、①遺体が発見された場所の名称、②遺体を発見したチームの名称、③連番である。
- ◆ 遺体の発見場所および発見チーム名をコードに含めることで、識別コードとしての有効性が高まる。また、この固有識別コードは、遺体情報記録票（付録1参照）にも必ず記載すること。
- ◆ 固有識別コードには、単純な番号のみを使用してはならない。重複や混乱を招くおそれがあるためである。

遺体の固有識別コードは、すべての写真に明記するとともに、遺体から収集されたすべてのデータ（記録用紙や関連する証拠を含む）に必ず付されていないなければならない。

### ラベル

- ◆ 付録3は、遺体の固有識別コードおよび証拠保全の連鎖（Chain of Custody）を記録するために使用可能なラベルの一例である。防水仕様のラベル（またはプラスチックで密封された紙）2枚に固有識別コードを記入し、次の箇所に確実に取り付けなければならない。
  - ★ 遺体（例：手首または足首）または遺体の一部
  - ★ 遺体または遺体の一部を収納する容器（例：遺体袋、覆布、または部位用の袋）

## 行うべきことと避けるべきこと

- ◆ 各遺体には、可能な限り速やかに固有識別コードを割り当てること。
- ◆ これを遺体（またはその一部）およびその収納容器の両方に確実に取り付けること。
- ◆ 必ず、すべての写真および遺体に関するすべての記録データに、固有識別コードが含まれており、読み取れる状態であることを確認する。
- ◆ 固有識別コードとして単なる数字のみを使用してはならない。重複や混乱を招く可能性があるためである。

## 5. 遺体の写真撮影およびデータの記録

### 目的

1. 遺体は、写真撮影および簡単なデータの収集・記録によって記録すべきであることを説明する。
2. 必要な写真およびデータの収集・記録方法を説明する。

### 概要

1. 法医学の専門家が現場に動員されるまでには、数日以上を要することがある。そのため、初動対応者が遺体の写真を撮影し、情報を収集・記録する初期段階において、重要な機会を得ることになる。これらの貴重な機会は、遺体が腐敗するにつれて失われてしまう。
2. 遺体の身元確認は、以下の要素に基づいて行われる。すなわち、①遺体の適切な収容（固有識別コードの割り当て、ラベリング、一時保管などによって再取得可能な状態とすること）、②可能な限り速やかに遺体から情報（写真を含む）を収集すること、③その情報を、行方不明者または死亡が推定される個人に関する情報と照合することである（第10章参照）<sup>7</sup>。
3. 遺体の写真撮影および情報の収集・記録は、できる限り早期に行うことが望ましい。しかし、腐敗が進行した段階であっても、初動対応者により身元確認に資する有用な情報が得られる可能性はある。
4. 付録1の遺体情報記録票は、将来的な身元確認に有用な簡易かつ重要な情報を収集するために使用することができる。

### 基本原則

- ◆ 通常状況下においては、腐敗の進行前に、専門家の関与のもと目視による確認が正式な身元確認手段として用いられる。しかし、災害後に専門家の管理が及ばない状況では、目視による確認は誤認を招くおそれがある。こうした誤認は、遺族に深刻な精神的苦痛と法的混乱をもたらし、関係当局にとっても重大な問題となる。
- ◆ 特に頭部周辺に損傷、腐敗、血液、体液、汚泥等が存在する場合、目視による確認を誤る可能性を高める。
- ◆ 多数の遺体を正確に識別するためには、法医学的専門知識が必要である。
- ◆ 災害時には、目視による確認だけに頼るのではなく、追加の基準（照合情報、指紋、歯科検査、DNAなど）を併用することが望ましい。これらの手法を成功させるには、初動対応者による初期対応が極めて重要であり、遺体への固有識別コードの割り当て、当該コードの遺体への貼付、写真撮影、遺体情報記録票への記入に大きく依存している。遺体には必ず固有識別コードをラベルで貼付し、記録用紙にも同一のコードを記載しなければならない。
- ◆ 分離した遺体の一部は、完全な遺体として扱わなければならない。近くにある遺体に属するものであると安易に推定してはならない。

## 写真撮影（状況が許容され、撮影機材が利用可能な場合は必須）

- ◆ 遺体の腐敗が始まる前の早期段階に写真を撮影することの重要性は、いくら強調してもしすぎることはない。可能な限り、遺体の固有識別コードを割り当てた時点、すなわち収容の際に撮影すべきである。これは、遺体の身元特定を可能にするうえで、最も重要な手がかりとなる可能性が高い。
- ◆ すべての写真には、固有識別コードが含まれ、判読可能でなければならない。既に遺体に取り付けたラベルが小さすぎる、あるいはすべての写真で使用できない場合には、写真撮影用に新たなラベルを作成する必要がある。
- ◆ 利用可能であれば、デジタルカメラを使用することで、写真の保存および共有が容易になる。
- ◆ 顔貌や服装が写真に正確に記録されるよう、必要に応じて遺体を清拭し、外観が明瞭になるようにすること。
- ◆ 写真は、以下の各部分を別々の写真で撮影する必要がある。
  - ★ 身体の全体像（正面から）（図5.1）
  - ★ 顔の全体像（正面から）（図5.2）
  - ★ 明らかに識別可能な特徴（図5.3～図5.6）
  - ★ 着用しているすべての衣服やその他の物品（例：プレスレット）（図5.2～図5.6）
  - ★ 可能であれば、スケール（定規など）も含めることが望ましい
- ◆ 状況が許す場合、または後日改めて撮影可能な場合には、固有識別コードを含めて以下の部位を追加で撮影することができる。
  - ★ 遺体の上半身
  - ★ 遺体の下半身
  - ★ 顔の側面
  - ★ 遺留品
- ◆ 写真撮影に際しては、以下の点に留意すること。
  - ★ ピントが合っていない不鮮明な写真は、識別に使用できない
  - ★ 遺体に近接して撮影する必要がある。たとえば顔を撮影する場合、顔が画面全体に収まるように構図を調整すること
- ◆ 歪みを抑えるため、カメラのレンズは被写体面に対して垂直（直角）に構える。例えば、頭部側や足側に立って全身を撮影するのではなく、遺体の横（体の中央付近）に立ち、同じ高さから撮影するようにする。



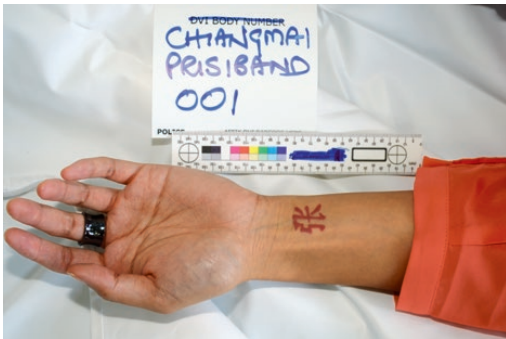
5.1 : 身体の全体像 (正面から)



5.2 : 顔の全体像 (正面から)



5.3 : 識別可能な身体的特徴および所持品



5.4 : 識別可能な身体的特徴および所持品



5.6 : 識別可能な身体的特徴および所持品

写真：ピーター・ベリー（ピクトリア州法医学研究所）

図5 : 遺体収容時の記録に適した写真の例

## 遺体に関するデータ

- ◆ 遺体の一般的な状態、保存状況、身体的特徴および外見などの基本的情報は、可能な限り速やかに収集しなければならない。実際には困難な状況も多いが、腐敗が始まる前に情報を取得するよう最大限努めるべきである。
- ◆ 情報の記録は、遺体の収容作業の開始と同時に実施すべきである。収容チームには、遺体情報記録票（付録1）を用いて、遺体および収容場所に関する情報を記録する専任者を配置することが推奨される。この記録票は、遺体およびその収容場所に関する基本情報を記録するための簡易な様式である。
- ◆ 1体の遺体に明確に関連付けられる所持品または、その他の物品については、遺体とともに遺体袋または容器内に収納し、固有識別コードのもとで記録すること<sup>8</sup>。これにより、所持品の紛失や取り違いのリスクを最小限に抑えることができる。
- ◆ 遺体およびそれに対応する所持品、ならびに関連情報（遺体情報記録票、写真等）は、すべての過程において追跡可能でなければならない。この目的のため、遺体または関連書類を他の適切な機関に引き渡す際には、証拠保全の連鎖（Chain of Custody）の一環として、遺体情報記録票を記録媒体として活用することが強く推奨される（付録1・D項参照）。

## 記録（必須）

- ◆ 付録1の遺体情報記録票を使用し、固有識別コードとともに、以下の情報を必ず記録すること。
  - ★ 性別（全身を調査せずに判別可能な場合）
  - ★ 推定年齢層（乳児、小児、青年、成人、高齢者）
  - ★ 所持品（装身具、衣類、身分証明書、運転免許証など）
  - ★ 衣類を脱がせることなく確認可能な、皮膚上の明瞭な特徴（例：入れ墨、癍痕、母斑）
  - ★ 明らかな身体の変形
- ◆ あわせて以下の情報も記録すること。
  - ★ 身長
  - ★ 髪の色および長さ
  - ★ 明瞭な歯の特徴

## 保全（必須）

- ◆ 遺体からの所持品について検査・記録・写真撮影を行った後は、それらを発見された位置に応じて、遺体または衣類の中に戻しておくこと。
- ◆ 衣類は遺体に着用させたままにしておくこと。

## 遺体の身元確認および遺族への引き渡し

- ◆ 遺体の身元確認および引き渡しの責任は、管轄当局にある。
- ◆ 遺体の科学的身元確認は、法医学専門家の責任領域であり、国際刑事警察機構 DVI（災害犠牲者身元確認）ガイドラインに基づいて実施される。可能であれば、こうした専門家を識別過程に関与させるべきである。
- ◆ しかし、状況によっては法医学専門家が関与できないまたは参加できない場合があることも認識されている。
- ◆ そのような場合には、目視による確認の信頼性を高めるため、遺族の心理的負担を最小限に抑えるような確認環境を整備する必要がある。
- ◆ 特に腐敗が始まる前に撮影された高品質な写真の確認は、目視による確認よりも信頼性が高い可能性がある。ただし、この方法も遺族にとっては極めて大きな精神的負担となることに留意しなければならない。
- ◆ 衣類や所持品の写真を併せて閲覧することで、目視による確認を補完することができる。
- ◆ 写真内に固有識別コードが明示されていることにより、正確な遺体の照合および引き渡しが可能となる。
- ◆ 識別が不可能な遺体については、法医学専門家による調査が可能となるまで、適切に保管されなければならない（第8章参照）。

## 行うべきことと避けるべきこと

- ◆ 遺体情報記録票を使用し、判読可能な文字で正確に記入する。
- ◆ 写真撮影に関するガイドラインに従うこと。すなわち、腐敗が始まる前のできるだけ早い段階で、固有識別コードが明示された鮮明な写真を撮影することが、後の身元識別において極めて重要である。
- ◆ 遺体から衣類、所持品、その他の遺留品を取り外してはならない（ただし、検査・記録・撮影のための一時的な取り扱いを除く）。これらは、後の身元識別に役立つ貴重な手がかりとなる可能性がある。



## 6. 遺体の収容

### 目的

1. 遺体の収容に対する取り組み方を説明する。

### 概要

1. 生存者の救出およびケアは、遺体の収容よりも優先されるべきである。
2. 遺体を適切な方法で収容することにより、将来的な身元識別が大幅に容易になる。
3. 災害の種類および被災地域の状況（例：地震、台風、地滑り、山間部の集落または都市部など）は、遺体収容の方法および所要時間に大きな影響を及ぼす。
4. 本章の内容は、将来的な身元確認のために不可欠であり、第3章「衛生と安全－遺体による感染症リスク対策」、第4章「遺体への固有識別コードの付与」、第5章「遺体の写真撮影およびデータの記録」とあわせて参照することが望ましい。
5. この段階の計画にあたっては、遺体収容の時点で固有識別コードの割り当て、写真撮影、およびデータの記録を行うことを検討すべきである。

### 遺体の捜索

- ◆ 遺体の発見は、多くの場合、生存している家族、友人、その他の初動対応者によって行われる。
- ◆ その後、組織的かつ経験豊富な捜索・収容チームが現場に到着する。
- ◆ 災害に伴って発生する倒壊建物やその他の危険な場所から遺体を収容する作業には重大なリスクが伴うことを強調する必要がある。災害対応の各段階、特に収容活動においては、負傷や死亡事故が多く報告されており、衛生と安全の確保を最優先事項として作業を進めなければならない。

### 遺体の収容

- ◆ 遺体を迅速に収容することは、後の身元確認を円滑にし、生存者に対する心理的負担を軽減するという点で重要な優先事項である。ただし、これは生存者への支援を目的とした他の介入を妨げるものであってはならない。
- ◆ 理想的には、遺体を搬送する時点で、固有識別コードの割り当て、写真撮影、遺体情報の記録、および関連資料の保全を同時に実施することが望ましい（第4章および第5章を参照）。
- ◆ 成人の遺体は取り扱いが困難であり、通常、搬送には少なくとも2名の作業者を要する。
- ◆ 収容作業においては、チームの安全確保が最優先である。
- ◆ 遺体の収容に従事する者は、第3章「衛生と安全」に精通していなければならない。

### 遺体袋または同様の保管用資器材が使用可能な場合

- ◆ 遺体は、収容場所において遺体袋に納めるべきである。通常、成人の遺体を遺体袋に入れて搬送するには、少なくとも2名の作業者を要する（図6.1～6.6参照）。



図 6.1



図 6.2



図 6.3



図 6.4



図 6.5



図 6.6

写真：ピーター・バリー（ビクトリア州法医学研究所）

図 6.1～6.6：遺体を遺体袋に納めるための横転（サイドロール）

手順：遺体は、固有識別コードを手首にタグとして取り付けたうえで、まず地面に安置する（図 6.1）。その後、遺体を横向きに転位する（図 6.2）。遺体袋は部分的に巻き上げた状態とし、その巻き上げた部分を遺体の背中側すぐ近くに配置する（図 6.2）。次に、遺体を仰向けに戻す（図 6.3）。その後、遺体袋の巻き上げた部分を展開する（図 6.4）。袋を閉じる（図 6.5）。最後に、袋にラベルを貼付する（図 6.6）。

## 遺体袋または同様の保管用資器材が使用できない場合

- ◆ 遺体袋が使用できない場合、遺体を搬送する最良の方法は、遺体の両側に一人ずつ立って搬送する方法である。
- ◆ 一人が頭部と骨盤を支え、もう一人が背中上部と大腿下部を支え、遺体を持ち上げ移動させる。
- ◆ あるいは、体重が重い場合や、3人目の補助者がいる場合は、1人が遺体の頭側に立って頭と肩を支え、残りの2人が体の両側で背中、骨盤、脚を支える。この場合、搬送は足側を先頭として行う。

## 遺体収容後の対応

- ◆ 遺体を収容した後は、可能な限り冷涼な場所に保管し、直射日光、腐肉食動物（scavengers）による損壊、人目を避けた状態で適切に保全しなければならない。
- ◆ 理想的には、冷涼な場所に保管できていない場合であっても、各遺体を遺体袋または同様の保管用資器材に収容することが望ましい。
- ◆ 収容センターが設置されている場合（第7章参照）、遺体はその後の処理のため同センターに搬送されなければならない。

## 行うべきことと避けるべきこと

- ◆ 遺体を適切に収容することは、その尊厳を守るとともに、後の身元確認に資するものであることを理解すること。
- ◆ 遺体の適切な収容には、固有識別コードの付与、写真撮影、および遺体情報記録票の記入が含まれることを理解すること。
- ◆ 収集した情報は、紛失しないよう確実に保全すること。
- ◆ 生存者の救助・支援を目的とする活動を妨げたり、中断させたりしてはならない。



## 7. 遺体の一時保管

### 目的

1. 遺体の一時保管の目的および考えられる選択肢について説明する。

### 概要

1. 通常に対応能力を超える災害が発生した場合、遺体を迅速に処理することが困難となり、一時的に遺体を保管する必要性が生じる可能性がある。
2. 遺体の一時保管の目的は、遺体の尊厳を保持し、できる限り良好な状態で保存・保護するとともに、身元確認の可能性を高めることにある。
3. 高温多湿の環境では、12～48時間以内に腐敗が進行し、顔貌による識別が困難になるおそれがある。
4. 遺体の一時保管のために、収容センターを設置する必要がある。また、必要に応じて（まだ行われていない場合は）遺体からの情報収集・記録（写真撮影を含む）もこの時点で実施するべきである。
5. 必要な情報を収集した後、適切な一時保管手段が確保できない場合には、身元不明の遺体は一時的に埋葬することができる。

### 保管の選択肢

- ◆ いずれの保管方法を用いる場合であっても、各遺体または遺体の一部は、保管前に遺体袋またはこれに準じる保管用資器材に収容しておくべきである。
- ◆ 固有識別コードは、防水ラベルまたは密封されたプラスチック袋に入れた紙に記載して使用すること。固有識別コードを遺体や遺体袋・シートに直接記入するのみでは、保管中に消失したり、シートと遺体が分離したりする可能性があるため、これを避けなければならない。
- ◆ 最も推奨される保管方法は、適切な場所（例：収容センター内）に設置された冷蔵コンテナの使用である。
- ◆ 冷蔵コンテナが使用できない場合には、次のいずれかの方法が望ましい。
- ◆ ①できる限り低温を保てる、日光を避けた屋内等の管理された場所に整理して保管する方法、②一時的な埋葬（下記参照）。

### 冷蔵保管

- ◆ 2～4℃（35.6～39.2°F）での冷蔵保管が最も望ましい選択肢である。
- ◆ 商業用の海上輸送会社が使用する冷蔵コンテナは、適切な棚を設置すれば、最大で約50体の遺体を保管することが可能である。
- ◆ 災害現場においては十分な数の冷蔵コンテナが確保されていないことが多く、冷蔵設備が利用可能になるまでの間は、冷涼かつ管理された部屋や環境などの代替的な保管手段を活用する必要がある。

## 一時的な埋葬

- ◆ 固有識別コードの付与、写真撮影、および遺体情報記録票の記入を経たうえで実施される一時的な埋葬は、他に適切な保管方法が存在しない場合や、長期間にわたる一時保管が必要な場合、また文化的慣習と矛盾しない場合において、有効な初期保管手段となり得る。
- ◆ 地中の温度は通常、地表よりも低いいため、自然な冷却効果と保護効果が得られ、腐肉食動物（scavengers）による損壊からの保護にも資する。
- ◆ 将来的な遺体の特定および再収容を確実にを行うためには、以下の点に留意して埋葬地を設営すべきである。
  - ★ 遺体が少数である場合には個別の墓穴を使用し、多数の場合には塹壕（トレンチ）型の埋葬を行うこと
  - ★ 埋葬の深さは1.5mとし、飲用水源からは最低でも200m以上離すこと
  - ★ 塹壕型埋葬においては、遺体同士の間隔を0.4m以上確保すること（図7.1参照）
  - ★ 遺体は一層に並列で配置する（重ねて埋葬してはならない）
  - ★ 各遺体には明確にラベルを付し、固有識別コードと位置情報を地上に明示すること
  - ★ 必要に応じて、遺体を交互（頭と足の向きを互い違い）にして埋葬することを検討する
  - ★ 固有識別コードに基づき遺体の位置を記録した埋葬地の略図（スケッチマップ）を作成すること（第4章参照）

## 氷

- ◆ ドライアイス（固体二酸化炭素）の使用は推奨されない。これは、毒性のある二酸化炭素を発生させるほか、冷却による凍傷の危険性があり、また物流上の大きな課題を伴うためである。
- ◆ 氷（凍結水）の使用も、可能な限り避けるべきである。その理由は以下のとおりである。
  - ★ 高温地域では氷が急速に溶解し、大量の水が必要となる
  - ★ 氷の溶解によって大量の汚れた排水が発生し、それが下痢性疾患を引き起こすおそれがある
  - ★ この排水の処理には、追加の管理的負担が生じる
  - ★ 水分が遺体や所持品（例：身分証明書など）を損傷させる可能性がある

## 行うべきことと避けるべきこと

- ◆ 遺体は尊厳を保った方法で保管すること。
- ◆ 遺体を保護し、後の身元確認を容易にするために、必要に応じて一時的な保管手段を使用すること。
- ◆ ドライアイス（固体二酸化炭素）の使用は避けること。



AFP/Getty Images

図 7.1 : 2004年12月26日スマトラ島沖地震にともなう津波災害後のタイにおける遺体の一時埋葬



## 8. 追跡可能な遺体の 長期保管および処理

### 目 的

1. 遺体の尊厳を保持するために、収容から最終処理に至るまでの一連の過程において、追跡可能な状態を確保すること。
2. 身元不明または引き取り手のない遺体および関連証拠について、継続的な調査および将来的な身元確認の可能性を前提とした長期保管の方法を明示すること。
3. 各遺体の正確な保管場所、および関連情報や所持品の所在が確実に把握されることを保証すること。
4. 身元が確認されていない遺体に対しても、家族や地域社会が追悼の意を表するための場を提供すること。

### 概 要

1. 身元が判明しているすべての遺体は、遺族またはその共同体に引き渡され、地域の慣習および方法に従って処理されるべきである。
2. 一方、身元不明または引き取り手のない遺体については、長期保管（または地域の慣習に応じたその他の処理）が必要となる。
3. このような遺体は、将来的な身元確認および遺族への返還に備えて、適切に保存され、かつ記録されなければならない。

### 遺体の処理および長期保管の方法

- ◆ 多数の遺体を伴う災害においては、埋葬が最も推奨される選択肢であり、将来の身元確認の可能性に備えて証拠を保存する最も効果的な方法である。

### 埋葬条件

- ◆ 遺体の埋葬場所として、明確に区画され管理された特定の区域を設定すべきである（付録7参照）。
- ◆ 場所の選定にあたっては、地域の慣習や住民の意向、土地所有権について慎重に考慮しなければならない。
- ◆ 埋葬地の利用は、近隣住民に受容されるものであるべきである。
- ◆ 埋葬地は、被災した地域社会の構成員が訪れることができるよう、十分に近接した場所に設けるべきである。
- ◆ 埋葬地は明確に表示され、少なくとも10m幅の緩衝帯（バッファゾーン）で囲まれ、そこには深根性の樹木を植栽することで、居住区域との間に空間的区切りを設けることが望ましい。
- ◆ 土壌条件と最高地下水位を考慮すべきである。可能な限り、乾燥した（砂質粘土質の）アルカリ性土壌条件が望ましい。これにより水質汚染とDNA劣化を防止できる。
- ◆ 生分解性の遺体袋、石灰その他の化学物質の使用は避けるべきである。

- ◆ 例外的な状況下においては、塹壕（トレンチ）型の埋葬を用いる必要が生じる可能性があり、適切に管理される限り許容される。

## 墓地の構築（埋葬における墓の設置基準）

- ◆ 遺体は、明確に標示された個別の墓所に埋葬すべきである。
- ◆ 甚大な災害（すなわち、極めて多数の死者と、個別埋葬を行うための資源・能力が著しく制限された状況）においては、トレンチ（塹壕）型の埋葬が不可避となる場合がある。

墓地は、湧水や河川から少なくとも30m以上、井戸や飲料水源からは200m以上離す必要がある。
- ◆ 地域における宗教的慣習によっては、遺体の向き（例：頭部を東向きまたはメッカの方向へ向ける）に対する配慮が求められる。

トレンチ埋葬では、単列で並べられた遺体を、互いに平行かつ0.4mの間隔を空けて配置する必要がある。
- ◆ 墓穴の深さに関する国際的な標準勧告は存在しないが、以下の条件が推奨される。
  - ★ 墓穴の深さは1.5mから3mの範囲が望ましい
  - ★ 埋葬人数が5人未満の場合、墓底と地下水位の間には少なくとも1.2m（砂地の場合は1.5m）の間隔を設けること
  - ★ 集団墓地の場合、地下水位が少なくとも2.5m以上の深さにあり、墓底は飽和帯の上端から0.7m以上離れていること
  - ★ これらの距離は、土壌条件に応じて増加させる必要がある場合がある

## トレーサビリティ（遺体の追跡可能性）

- ◆ 埋葬地の詳細な記録および地図化は、遺体の処理過程を通して追跡可能性を確保するために極めて重要である。このような記録により、身元不明のままの遺体についても、最終的な処理場所を正確に把握することが可能となる。
- ◆ **各遺体およびその遺体袋または棺**には、埋葬前に、防水ラベル、またはプラスチック袋に入れた紙に記載した固有遺体識別コードを用いて、確実にタグ付けしておかなければならない。
- ◆ 地表には、埋葬された遺体の正確な位置を示す恒久的な表示を設置し、その表示にも同様に固有識別コードを記すこと。表示はコンクリート製等の耐久性の高い素材を用いるのが望ましく、腐敗しやすいものや容易に除去可能な素材による表示は避けなければならない。
- ◆ 埋葬地全体・個別の墓・各遺体とその固有識別コードについて、リスト化および地図化を行うこと。特に、埋葬地全体についてはGPS座標の取得が強く推奨される。
- ◆ 埋葬地全体、墓、遺体に関するすべての情報は集約し一元的に記録・保管されなければならない。これには、将来的な法医学的調査や、遺体の身元が判明した際に家族または共同体へ引き渡すために必要となる、遺体ごとの正確な位置情報が含まれる必要がある。加えて、この情報は少なくとも2か所以上の異なる機関または場所に複製して保管することが、情報の安全性確保の観点から強く推奨される。

## 行うべきことと避けるべきこと

- ◆ 遺体、所持品、または関連文書の受け取りや引き渡し時には、証拠保全の連鎖記録票（Chain of Custody Form）や受領書など、適切な様式を使用し、遺体の追跡可能性を確保すること。
- ◆ 身元不明の遺体は埋葬すべきである。
- ◆ 身元不明遺体については、最終的な処理（埋葬等）の正確な位置を標示し、地図化し、記録した上で、その情報を集約し一元管理することにより、追跡可能性を確実に確保する。
- ◆ 身元不明の遺体を火葬したり、混合埋葬したりしてはならない。

## 9. 遺族および 家族に対する支援

### 目的

1. 遺族への支援の重要性について、初動対応者に認識させること。
2. 一連の過程を通じて、遺族が配慮され、尊重されることを保証すること。

### 概要

1. 死者および遺族は常に尊重されなければならない。
2. 被災した家族にとって最優先事項は、行方不明となっている親族の消息を把握することである。
3. 誠実かつ正確な情報を常に提供しなければならない。
4. 一連の過程を通じて、遺族に対しては思いやりと配慮のある対応が求められる。
5. 遺族に対する心理社会的支援を検討すべきである。
6. 文化的小および宗教的ニーズは、一連の過程を通じて十分に考慮されなければならない。

### 遺体の身元確認

- ◆ 遺族支援のため、家族連絡担当窓口（ファミリー・リエゾン）を設置することが望ましい。
- ◆ 家族が行方不明者を届け出られる機会を確保し、必要な追加情報を提供すること。
- ◆ 遺族には、遺体の収容および身元確認の方法や所要期間を含めた、現実的な見通しを伝えることが求められる。
- ◆ 身元確認作業は、可能な限り迅速に開始されるべきである。
- ◆ 児童に対して、遺体の目視による身元確認を求めるべきではない。
- ◆ 遺族には、身元が確認された結果や関連する情報を、他者より先に通知しなければならない。
- ◆ 身元が確認された遺体は、速やかに近親者へ引き渡されるべきである。
- ◆ 身元確認後、遺族が死を受け入れるプロセス（グリーフ・プロセス）の一環として遺体を確認することを希望する場合、その意向を尊重し、確認時に予想される状況について事前に説明することが望ましい。

### 文化的小および宗教的側面

- ◆ すべての宗教および文化において、遺族の最大の願いは、家族の遺体の身元が確認されることである。
- ◆ 遺体の収容・管理・身元確認の過程に対する理解と受容を促進するため、宗教指導者や地域社会のリーダーから助言および支援を得るべきである。
- ◆ 遺体の尊厳を欠いた取り扱いや処理は、遺族にさらなる心理的外傷を与えるおそれがあるため、いかなる場合においても避けなければならない。処理を含む一連の遺体管理は、倫理的かつ慎重に行われなければならない、宗教的・文化的な配慮を常に尊重する必要がある。

## 支援の提供

- ◆ 心理社会的支援は、被災者のニーズ、文化的背景、状況に応じて適切に調整されるべきであり、地域における対処法（coping mechanisms）を考慮することが望ましい。
- ◆ 現地の組織、たとえば各国赤十字・赤新月社、非政府組織（NGO）、宗教団体などは、被災者に対して緊急的な心理社会的支援を提供できる場合が多い。
- ◆ 同伴者のいない未成年者や、その他の脆弱な集団（要配慮者）には、優先的な支援を提供すべきである。可能であれば、拡大家族（祖父母・叔父叔母・いとこ等の親戚）や地域社会の一員と再会させ、その保護下に置くことが望ましい。
- ◆ 葬儀に関連する儀式の実施には、物的支援（例：埋葬用の布、棺、薪など）が必要となる場合がある。
- ◆ 被災者に対しては、特別な法的配慮（例：死亡証明書の迅速な発行など）を講じる必要があり、当該地域において広く周知されなければならない。

## 行うべきことと避けるべきこと

- ◆ 遺族に影響を及ぼす意思決定に関しては、可能な限り早期の段階から彼らに関与させるべきである。
- ◆ 遺族および親族に対して、誤った希望や過度な期待を抱かせるような言動は慎むべきである。

## 10. 行方不明者に関する 情報収集および管理 (推定死亡者を含む)

### 目 的

1. 初動対応者に対し、後の遺体の身元確認には以下が必要であることを周知すること。
  - ★ 行方不明者のリストの作成、および
  - ★ 行方不明者に関する情報収集
2. 遺体の身元確認が可能となるよう、行方不明者に関する情報が効果的に収集・記録され、必要に応じて参照可能な状態で管理されることを確保すること。

注：ここでいう「行方不明者」には、死亡が推定される者（推定死亡者）も含まれる。

### 概 要

1. 行方不明者（推定死亡者を含む）の名簿と、それらの者に関する情報が存在し、遺体に関する情報と照合可能でなければ、遺体の身元確認を行うことはできない。

### 組織的取り決め

- ◆ 防災計画の即時実施の一環として、情報センターは広域および／または地域レベルに設置すべきである。
- ◆ 地域内において、情報管理を担当する者を速やかに任命し、行方不明者リストを作成すべきである。
- ◆ 担当者の責務には、情報の集約と一元化、ならびに地域住民との連携が含まれる。彼らは、安否調査依頼や情報の受付、ならびに発見または身元確認された人物や遺体に関する情報の提供において、特に重要な役割を担う。
- ◆ 信頼性が高く集約された行方不明者リストは、身元確認作業に向けた不可欠かつ必須の手順である。赤十字国際委員会や各国の赤十字・赤新月社の安否調査サービスが当該業務を支援し得る。
- ◆ 災害時の混乱の中では、ひとりの行方不明者について複数の家族や異なる機関から重複して届け出がなされることが多い。このため、混乱や重複を防止するには、氏名（名・姓）および通称を標準化された様式で記録し、すべての案件に固有識別コードを付与することが重要である。

## 行方不明者の情報

- ◆ 集約された行方不明者リストの作成と並行して、各行方不明者に関する個別の情報収集を開始することが重要である。これらの情報は、家族、友人、その他の関係者から得られ、「行方不明者情報記録票（Missing Person Information Form）」に記録される。個別の状況に対応できるよう、一部の項目が編集可能な簡易版の記録票は付録2に示されている。情報収集は、本来であれば訓練を受けた人員により実施されるべきであるが、必要に応じて初動対応者が対応する場合もある。行方不明者の家族には、極度の心理的負担がかかっていることを踏まえ、常に共感と敬意をもって対応することが求められる。
- ◆ 面接を行う家族に対しては、収集した情報が身元確認の目的のみに使用されることに対する同意を求め、その同意を記録することが望ましい。行方不明者に関する情報は極めて機密性の高いものとして取り扱い、許可されていない第三者に共有してはならない。

## 情報の一元化

- ◆ 行方不明者および身元不明遺体に関する情報は、データ管理の専門家の指導のもと、電子データベースに一元的に保管されることが望ましく、追跡および身元確認作業を支援する手段となる。
- ◆ 情報を一元化し中央データベースに集約することにより、法医学の専門家が身元不明遺体に関する情報と行方不明者に関する情報を比較・照合しやすくなる。
- ◆ 遺体とそれに関連する情報を調整され標準化された方法で管理することにより、身元確認の成功率を最大化し、誤認の可能性を最小限に抑えることが可能となる。

## 行うべきことと避けるべきこと

- ◆ 行方不明者情報記録票は、情報センターとの連携を経たうえで使用し、できる限り正確かつ判読可能な文字で記入すること。
- ◆ 行方不明者に関するいかなる情報も、権限のない者や報道機関に共有してはならない。<sup>(訳注)</sup>

訳注 日本国内においては、災害時の個人情報の取扱いについて、個人情報保護法の例外規定が適用される場合がある。すなわち、人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合には、民間事業者については同法第27条第1項第2号、行政機関等については同法第69条第2項第2号又は第4号に基づき、関係機関への情報提供が認められることがある。しかし、報道機関等への提供については、たとえ例外規定に該当する場合であっても、その公益性、必要性、プライバシーへの配慮等を総合的に勘案し、慎重かつ厳格に判断すべきである。

# 11. 家族および報道機関との コミュニケーション

## 目的

1. 適切な個人情報・機密情報の取扱いを通じて、被災者の尊厳を守り、家族への敬意を示すこと。
2. 正確かつ最新の情報を定期的に発信するなど、適切な公的コミュニケーションにより、被災者の収容および身元確認プロセスの円滑な遂行に寄与すること。

## 概要

- ◆ 適切な広報活動は、犠牲者の収容および身元確認プロセスの成功に寄与する。
- ◆ 正確で明瞭、かつ迅速に更新される情報は、被災したコミュニティが経験するストレスを軽減し、流言の拡散を抑制し、誤情報の訂正を可能にする。
- ◆ ニュースメディア（テレビ、ラジオ、新聞やインターネット）は、大規模災害発生時において、遺族および一般市民との情報伝達の重要な手段である。国内外のジャーナリストは、災害発生直後に現地へ到着することが多い。

## 遺族への情報提供

- ◆ 行方不明者および死亡者の親族向け情報センターを、可能な限り早急に設置し、搜索および遺体収容活動に関する情報を定期的に提供できるようにすべきである。
- ◆ 遺体の身元確認に関しては、最終的な結果のみを提供するものとし、それ以外の段階では、より一般的な情報を提供するにとどめるべきである。
- ◆ 身元が確認された犠牲者の遺族には、報道機関への情報公開に先立ち、個別に通知する必要がある。
- ◆ 大規模災害において、すべての犠牲者の遺族を個別に招集することが困難な場合には、以下のような多様な手段を用いて情報提供を行うことが望ましい。
  - ★ インターネット、ソーシャルメディア
  - ★ 掲示板
  - ★ 新聞、テレビ、ラジオなど

## 報道機関との協働

- ◆ 一般に、ジャーナリストは責任をもって正確に報道しようとするものである。彼らに適切な情報を提供し続けることで、不正確な報道が行われる可能性を最小限に抑えることができる。
- ◆ 報道機関とは、積極的かつ建設的に関与すべきである。
  - ★ 地元および国際報道機関に対応するために、報道機関連絡担当者を任命すること
  - ★ 可能な限り被災地域に近い場所に報道機関連絡担当者を配置すること
- ◆ 積極的な協力姿勢をとり、定期的なブリーフィングの実施やインタビューの調整などを行うこと。

## 一般市民との協働

- ◆ 情報センターは、死亡が確認された者および生存が確認された者の集約された最新リストを整備し、担当職員が記録した行方不明者の情報とあわせて閲覧できるようにしておくべきである。
- ◆ 遺体の収容、身元確認、保管および処理の各プロセスに関する情報が、一般市民に対して提供されるべきである。
- ◆ 死亡証明書の発行手続き等についても、必要に応じて説明が行われるべきである。

## 支援機関との協働

- ◆ 国連機関、赤十字国際委員会、各国の赤十字・赤新月社を含む人道支援要員および人道支援機関は、被災したコミュニティと直接接触过り、現地情報の提供源となり得る存在である。
- ◆ 支援要員は、常に十分な情報を有しているとは限らず、とりわけ遺体に伴う感染リスクについて、相互に矛盾する情報を伝えてしまう場合がある。
- ◆ 遺体の取扱いに関する正確な情報が支援機関に提供されることは、流言や誤った情報の流布を抑制するうえで有用である。

## 情報管理

- ◆ 犠牲者や遺族のプライバシーを尊重するよう配慮が必要である。
- ◆ 記者に対して、遺体の写真、個別の記録、または犠牲者の氏名に直接アクセスすることを許可すべきではない。ただし、身元確認の過程を支援する目的で、これらの情報を管理された方法で公表することを当局が決定する場合がある。

## 行うべきことと避けるべきこと

- ◆ 家族および報道機関とのコミュニケーションに備えておくべきである。
- ◆ 家族および報道機関とは、積極的に情報伝達を行うべきである。
- ◆ 公式な経路を通じて、また活動に有利となるよう、報道機関を適切に活用することを検討すべきである。
- ◆ 個人情報や報道機関に共有してはならない。

## 12. よくある質問

### 1. 遺体は疫病を引き起こすのか？

いいえ。自然災害による遺体が疫病を引き起こすことは、一般的にはない。これは、この種の災害の犠牲者が通常、外傷、溺水、火災によって死亡し、疫病を引き起こす病原体を通常保有していないためである。

例外として、エボラウイルス病、ラッサ熱、コレラなどの強い感染力をもつ疾患により死亡した場合、あるいはそのような感染症が常在する地域で災害が発生した場合には、遺体から疾病が拡散する可能性がある。

### 2. 一般市民に対する健康リスクは何か？

死因が強い感染力をもつ疾患によるものでない限り、一般市民に対するリスクは無視できる程度である。しかし、遺体から排出された糞便由来の物質によって飲料水が汚染された場合、下痢症のリスクが存在する。水系感染症を予防するためには、飲料水の通常の消毒処理で十分である。

(遺体を取り扱う者にとっての健康リスクについては、質問6を参照のこと。)

### 3. 遺体は水を汚染するのか？

はい。生存者の身体と同様に、遺体も水を汚染し得る。遺体からはしばしば糞便が漏出し、河川その他の水源を汚染することがあり、その結果、下痢性疾患のリスクが生じる。

適切な処理を施した飲料水であれば、このような水系感染症は予防することが可能である。

### 4. 遺体に消毒剤や石灰粉を散布することは有用か？

石灰粉は分解を早めることはなく、また遺体は一般市民に対して通常、感染リスクとはならないため、消毒剤を使用する必要はない。

### 5. 地元当局や記者は、遺体から一般市民への感染症リスクがあると言っているが、これは正しいのか？

自然災害後の遺体からの感染症リスクは、多くの専門家や報道機関に誤解されている。現地や国際的な保健医療従事者でさえ、誤った情報に基づいて理解していることが少なくなく、感染症の集団発生や流行(疫病)に関する根拠のない噂を広める一因となっている。自然災害による遺体は、一般的に伝染病を引き起こさない。遺体からの感染症のリスクが実際に問題となるのは、死者が強い感染力をもつ疾患で死亡した場合、あるいはそのような感染症の流行地域で死亡した場合に限られる。たとえそのような場合であっても、訓練を受けた遺体取扱者への感染リスクは低い(質問6参照)。

## 6. 遺体を扱う者にはリスクがあるのか？

遺体を取り扱う者（救助活動従事者、遺体安置所の従事者など）については、死者が強い感染力をもつ疾患（エボラウイルス病、ラッサ熱、コレラなど）に感染していた場合にリスクが存在する。これらの疾病の病原体は、死亡後も一定期間遺体内に残存する。結核のように、人が死亡した後も非常に長期間にわたって生存し得る病原体を保有する内部臓器については、通常、訓練を受けた専門要員のみが実際の剖検時に取り扱うものであり、本マニュアルに記載されている手順にはこれらの操作は含まれていない。また、遺体取扱者に生じ得る心理的影響に対応するための支援体制を整備しておく必要がある。

## 7. 作業員はマスクを着用すべきか？

腐敗した遺体から発せられる臭気は不快ではあるが、換気の良い場所においては、臭気自体が健康上のリスクとなることはなく、このような環境では、健康上の理由からマスクを着用する必要は一般的にない。ただし、有毒ガスや煙、粉じん等が存在する状況では、労働安全衛生上の観点から特殊なマスクの着用が求められる場合がある。

## 8. 遺体の収集はどれほど緊急を要するのか？

自然災害における直後の対応として、遺体の収容は最も緊急性の高い任務ではない。優先されるべきは、生存者の救出および救命・救護活動である。しかしながら、遺体は可能な限り速やかに（できれば腐敗が始まる前に）収容・撮影されるべきであり、あわせて遺体に関する基本的な情報を記録し、固有識別コードを付与したうえで、一時的に保管することが望ましい。これらの対応を早期に実施するほど、遺体の身元が確認される可能性は高まる。一方、強い感染力をもつ疾患による感染症流行下においては、訓練を受けた担当職員による遺体の収容と適切な管理は、最優先で対処すべき課題である。

## 9. 遺体の処理を迅速化するために集団埋葬を用いるべきか？

公衆衛生上の理由から、犠牲者を迅速に集団埋葬することは正当化されない。遺体を撮影したり、必要な情報を記録したりすることなく、またそれぞれの遺体の埋葬場所を追跡できる形で管理することなく、拙速に処理してしまうことは、遺族および地域社会に深い心的外傷を与える可能性がある。可能な限り多くの遺体の身元を確認するために必要な、これらの基本的な手順を踏むことで、遺族にとっての重大な社会的・法的な問題を回避することができる。ただし、例外的な状況においては、遺体を一時的に保管・保護するために、追跡可能な形で適切に管理された共同墓地（集団埋葬地）を用いることは容認される。

## 10. 短期的に、当局は遺体に対してどのような対応をすべきか？

可能な限り冷蔵コンテナを使用して、遺体を収容・保管するか、あるいは一時的に埋葬する必要がある。すべての遺体の身元を確認するために必要な、基本的かつ簡便な手順を確実に実施すべきである。すなわち、各遺体の写真を撮影し、特徴を記載した情報を記録することが求められる。将来的に専門的な法医学的調査が行われる可能性を考慮し、遺体は適切に保管または一時埋葬されるべきである。

## 11. できる限り多くの遺体の身元を確認するために必要な最小限の手順とは何か？

災害後の遺体の身元確認は、しばしば複雑なプロセスとなる。できる限り多くの遺体の身元を確認するために必要な最小限の手順については、『災害後の遺体管理マニュアル』に詳述されている。一般的に、遺体の身元確認は、生前の情報と遺体から得られる情報とを照合することによって行われる。したがって、行方不明者や推定死亡者に関する情報（行方不明者リストおよび個別の情報）と、遺体に関する情報（できるだけ腐敗が始まる前に撮影された写真、身体的特徴、衣類、所持品等の情報）の双方が必要となる。これらの情報を適切に紐づけて管理するために、各遺体には固有識別コードを付与する必要がある。このコードは、撮影される全ての写真、収集された情報一式、遺体本体、遺体袋、および埋葬場所等に明記されなければならない。遺体の所在を記録・追跡し、必要に応じて回収できる状態にしておくことが求められる。本来であれば、法医学の専門家の関与が望ましいが、現場によってはそれが困難な場合もある。

## 12. 遺族にとっての潜在的なメンタルヘルス上の問題とは何か？

あらゆる宗教や文化において、遺族の強い願いは、愛する者の身元を確認することである。したがって、遺体の身元確認に向けたあらゆる努力は、その助けとなる。

死を受け入れる過程や、個別の埋葬（あるいはその他の遺体の処理方法）といった伝統的な儀式は、個人および地域社会の回復・癒しの過程において重要な要素である。

一方で、感染症流行下においては、健康上のリスクから、伝統的な埋葬儀礼が適切でない場合がある。これに伴って生じる心理的問題についても、十分に考慮する必要がある。

## 13. 外国人の遺体はどのように取り扱うべきか？

災害で死亡した外国人旅行者の遺族も、地元住民の遺族と同様に、愛する者の身元が確認され、遺体が遺族のもとに戻ることを望んでいる。適切な身元確認は、家族、社会、経済、および外交的にも重要な意味を持つ。固有識別コードの割り当て、遺体の写真撮影、関連情報の収集と保存といった基本的な手順を踏むことで、外国人の身元が確認される可能性を最大限に高めることができる。

外国の領事館や大使館に通知し、必要に応じて他の関連機関（赤十字国際委員会（ICRC）や国際刑事警察機構など）に支援を要請することが望ましい。

## 14. 私はボランティアだが、どのような支援ができるか？

ボランティアとして支援するには、遺体の適切な収容および管理の推進に協力し、必要な情報の記録を補助することが考えられる。また、公的調整機関の指導のもとで、遺体の収容や処理を支援することも可能である。ただし、このような困難な任務に従事するにあたっては、事前に十分な説明・助言・訓練・装備・心理的支援を受ける必要がある。『災害後の遺体管理マニュアル』は、こうした活動を行う上での基本的な枠組みとして参照すべきである。

## 15. 私は NGO の代表だが、どのような支援ができるか？

NGO として支援するには、調整機関と連携し、遺族への支援を行うとともに、必要な情報の収集にあたることが有効である。あわせて、『災害後の遺体管理マニュアル』の普及を通じて、遺体の適切な身元確認および処理の推進に寄与することも可能である。ただし、NGO が遺体の管理業務を担うことは原則として想定されておらず、その任務を遂行するためには、当該業務に関して十分な訓練を受けていること、ならびに法的権限を有する機関の指示および直接的な監督の下で活動することが前提となる。

## 16. 私は医療従事者だが、どのような支援ができるか？

生存者は、遺体よりもあなた（医療従事者）を必要としている。また、「遺体によって疫病が発生する」との誤った通説に対抗するためには、専門的立場からの支援が極めて有益である。本課題については、同僚や報道関係者と積極的に意見を交わし、その際には『災害後の遺体管理マニュアル』を参照することが望ましい。

## 17. 私は報道関係者だが、どのような支援ができるか？

遺体による疫病の発生を防ぐために集団埋葬や焼却が必要であるとする発言や主張を耳にした場合には、それに対して異議を唱えるべきである。

『災害後の遺体管理マニュアル』の内容を理解し、その周知に努めるとともに、可能であれば報道においても同マニュアルに言及することが望ましい。

必要に応じて、世界保健機関（WHO）、パン・アメリカン保健機構（PAHO）、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、あるいは現地の赤十字・赤新月社に相談することが推奨される。



# 付 録

- 付録 1. 遺体情報記録票
- 付録 2. 行方不明者情報記録票
- 付録 3. 個有識別コード付き遺体ラベルおよび証拠保全の連鎖記録票
- 付録 4. 大量死者発生事案対応計画チェックリスト
- 付録 5. 遺体管理のための調整計画フローチャート：事例
- 付録 6. 感染症の流行による死者の遺体の取り扱い
- 付録 7. 墓地
- 付録 8. 大量死者発生災害における法医学的 DNA 分析の活用を可能とするプロセス
- 付録 9. 大量死者発生災害における外国籍死亡者の管理
- 付録 10. 参考文献
- 付録 11. 国際機関

## 付録1 遺体情報記録票

**固有識別コード**（この番号は、関連する記録、写真、保管物にも同一のものを使用すること）：

**遺体の身元推定**（推定の根拠を記載）：

### 記録者

氏 名： \_\_\_\_\_

所属・職名： \_\_\_\_\_ 場所&日付： \_\_\_\_\_

署 名： \_\_\_\_\_

**収容の詳細**（発見場所、日付、時間、発見者、発見時の状況を記載する。可能であればGPS座標を記入すること。同一地点で他の遺体が収容された場合は、その旨を記載し、身元が判明していれば氏名および関係性の可能性についても記載すること）

固有識別コード： \_\_\_\_\_

## A. 身体的特徴

A.1	一般状態 (該当するものを1つ 選択)	a)	完全な遺体	不完全な遺体 (詳細) :		身体部分 (詳細) :	
		b)	保存良好	腐敗	一部白骨化	白骨化	焼損
A.2	推定される性別 (該当するものを一つ 選択し、根拠を記載) :	男性		女性		判別不能	
		証拠の記述 (外性器、ひげ等)					
A.3	年齢区分 (該当するものを1つ 選択) :	乳児	小児	青年	成人	高齢者	
A.4	身体的特徴 (該当する項目を測定 または選択) :	身長 (頭頂から踵まで。単位を明記) :		低い	普通	高い	
		体重 (単位を明記) :		やせ型	普通	肥満	
A.5	a) 頭髮 :	色 :	長さ :	形状 :	脱毛の有無 :	その他 :	
	b) ひげ :	無毛	口ひげ	あごひげ	色 :	長さ :	
	c) 体毛	詳細を記載 :					
A.6	識別可能な特徴 :  身体的特徴 (例 : 四肢や指の古い 切断など) :  手術による義肢等 (例 : 人工四肢) :  皮膚の特徴 (傷痕、入れ墨、ピア ス、母斑、ほくろ等) ※部位を明記  明らかな損傷 (部位や左右を含めて 記載) :  歯の状態 (クラウン、金歯、装 飾、義歯など) ※明らかな特徴を記述	必要に応じて追加の記録用紙を使用すること。主な所見について、可能であればスケッチを添付すること。写真撮影を行った場合はその旨を記載し、すべての写真に固有識別コードを明記すること。					

固有識別コード： \_\_\_\_\_

## B. 関連所持品

<b>B.1</b>	<b>衣服：</b>	衣類の種類、色、素材、ブランド名、補修の有無など。できる限り詳細に記載すること
<b>B.2</b>	<b>履物：</b>	履物の種類（ブーツ、靴、サンダル等）、色、ブランド、サイズ。できる限り詳細に記載すること
<b>B.3</b>	<b>眼鏡類：</b>	眼鏡（色、形状）、コンタクトレンズの有無。できる限り詳細に記載すること
<b>B.4</b>	<b>所持品：</b>	腕時計、装身具、財布、鍵、写真、携帯電話（番号を含む）、薬剤、たばこ等。できる限り詳細に記載すること
<b>B.5</b>	<b>身分証明書類</b>	身分証明書（身分証、旅券、運転免許証、クレジットカード等）。可能であれば写真を撮影すること（写真には固有識別コードを含めること）。記載されている情報についても記述すること

固有識別コード： \_\_\_\_\_

**C. 記録情報**

<b>C.1</b>	<b>指紋：</b>	あり	なし	採取者： 保管場所：
<b>C.2</b>	<b>遺体の写真撮影：</b>	あり	なし	撮影者： 保管場所：

**D. 遺体の状態**

<b>保管状況：</b>	(遺体安置所、冷蔵コンテナ、一時埋葬等) 保管場所の詳細を記載：
	管理責任者：
<b>引渡し状況：</b>	引き渡し先および日付：
	承認者：
	最終搬送先：

## 付録2 行方不明者情報記録票

<b>行方不明者氏名および本票の固有識別コード：</b> (氏名を記載する場合は、「姓、名」の順とすること) (関連する書類、写真、保管品等には、同一の固有識別コードを使用すること)
<b>聞き取り担当者氏名：</b>
<b>聞き取り担当者の連絡先：</b>
<b>回答者の氏名（複数名可）：</b>
<b>行方不明者との続柄：</b>
<b>回答者の連絡先：</b>  住 所 .....  電話番号 ..... Email .....
<b>別の連絡先（上記と異なる場合。消息判明時の連絡先）：</b> (情報があつた場合の連絡先) 氏名と連絡先を記入

行方不明者番号： \_\_\_\_\_

**A. 個人情報**

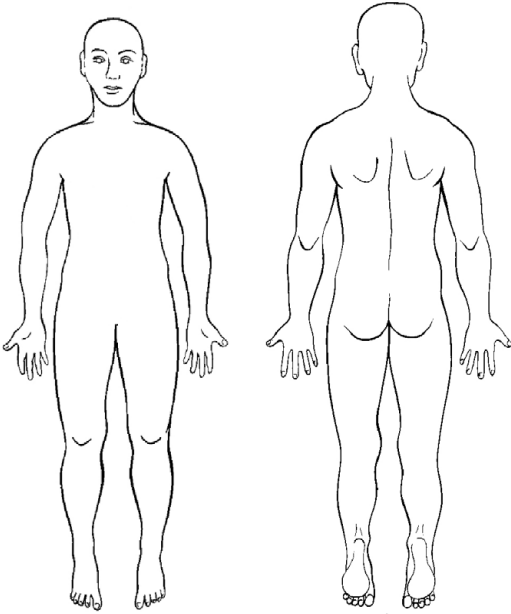
<b>A.1</b>	行方不明者氏名：	姓、父母の氏名、通称名、別名を含む				
<b>A.2</b>	住所／居住地：	最後に確認された住所および、異なる場合は通常の居住地				
<b>A.3</b>	婚姻状況：	未婚	既婚	離婚	死別	パートナー関係
<b>A.4</b>	性別：	男性	女性	その他		
<b>A.5</b>	女性の場合：	旧姓：				
		妊娠	子供	人数：		
<b>A.6</b>	行方不明者の年齢：	生年月日：			年齢：	
<b>A.7</b>	出生地、国籍、主に使用する言語					
<b>A.8</b>	身分証明書： 主要情報（番号など）	可能であれば、身分証明書のコピーまたは写真を添付すること。				
<b>A.9</b>	指紋情報の有無	あり	なし	保管場所：		
<b>A.10</b>	職業：					
<b>A.11</b>	宗教：					

**B. 出来事に関する情報**

<b>B.1</b>	失踪に至る状況： (必要な場合、追加の用紙を使用)	場所、日付、時刻、失踪につながる出来事、その他の被害者、および最後に失踪者を目撃した証人（氏名・住所を含む）				
	この件は他機関で登録されていますか？	はい	いいえ	誰が、どこで：		
<b>B.2</b>	他の家族も行方不明ですか。その場合、登録または身元確認はされていますか？	氏名、関係性、現在の状況：				

行方不明者番号： \_\_\_\_\_

### C. 身体的特徴

<b>C.1</b>	<b>全体的な特徴</b> (正確な測定値または推定値を記入し、該当する分類を○で囲む):	身長 (正確値/推定値):		低い	普通	高い
		体重:		やせ型	普通	肥満型
<b>C.2</b>	<b>民族/皮膚の色:</b>					
<b>C.3</b>	<b>目の色:</b>					
<b>C.4</b>	<b>a) 頭髪:</b>	色:	長さ:	形状:	脱毛:	その他:
	<b>b) 顔の毛:</b>	なし	口ひげ	あごひげ	色:	長さ:
	<b>c) 体毛</b>	特徴				
<b>C.5</b>	<b>識別可能な特徴: 身体的</b> 例: 耳・眉・鼻・あご・手・足・爪の形状、身体的な変形など	必要に応じて、追加の用紙を使用すること。図や身体図を用いて、主要な所見を示すこと。				
	<b>皮膚の特徴</b> 傷痕、入れ墨、ピアス、母斑、ほくろ、割礼の有無など					
	<b>外傷・切断歴</b> 部位、左右の別、骨折、関節【例: 膝】、跛行の有無など					
	<b>既往歴</b> 手術歴、疾患名など					
	<b>体内埋め込み器具</b> ペースメーカー、人工関節、避妊具(IUD)、金属プレートやスクリュー、義肢など					
	<b>消息時に処方されていた薬</b>					
						

行方不明者番号： \_\_\_\_\_

**C.6 歯の状態：**

以下の点に留意しながら、全体的な特徴を記述すること：

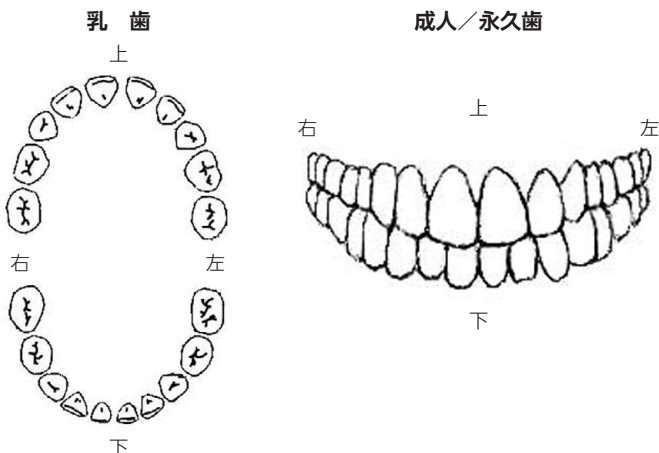
- ・欠損歯の有無
- ・破折歯の有無
- ・齲歯の有無
- ・疾患・喫煙等による変色や着色
- ・歯間の空隙（すきっ歯）
- ・叢生（重なり合った歯列・歯の不正配列）
- ・顎部の炎症（膿瘍など）
- ・装飾（インレー、削歯等）
- ・その他、特筆すべき特徴

**歯科治療歴：**

以下のような歯科治療を受けたことがあるか

- ・クラウン（例：金属冠など）  
色：金、銀、白等
- ・修復物（詰め物。可能であれば色も記載）
- ・義歯（上顎／下顎）
- ・ブリッジまたはその他の特殊歯科処置
- ・抜歯歴

可能であれば、図面を使用し、または下記の表に記述された特徴を示すこと。  
行方不明者が子供の場合、どの乳歯が生え、どの乳歯が抜け、どの永久歯が生えてくるかを下記の図を使用して図示する。



行方不明者番号： \_\_\_\_\_

## D. 身の回り品

<b>D.1</b>	<b>衣服：</b> (最後に目撃されたとき／災害時に着用していたもの)	衣類の種類、色、素材、ブランド名、補修状況など：可能な限り詳細に記入
<b>D.2</b>	<b>履物：</b> (最後に目撃されたとき／災害時に履いていたもの)	履物の種類（ブーツ・靴・サンダルなど）、色、ブランド、サイズ：可能な限り詳細に記入
<b>D.3</b>	<b>眼鏡類：</b>	眼鏡（色・形）、コンタクトレンズ：可能な限り詳細に記入
<b>D.4</b>	<b>所持品：</b>	腕時計、装身具、財布、鍵、写真、携帯電話（番号含む）、薬、たばこ等：可能な限り詳細に記入
<b>D.5</b>	<b>身分証明書類：</b> (最後に目撃されたとき／災害時に所持していた可能性のあるもの)	身分証明書（身分証、パスポート、運転免許証、クレジットカードなど）：可能であればコピーを添付。内容を可能な限り詳細に記入
<b>D.6</b>	<b>習慣：</b>	喫煙・嗜好習慣（たばこ、葉巻、パイプ）、噛みたばこ、ビンロウの果実、アルコールなど：種類と量を記入
<b>D.7</b>	<b>主治医、カルテ、X線写真など：</b>	主治医、歯科医、眼科医など：可能な限り詳細に記入
<b>D.8</b>	<b>行方不明者の写真：</b>	可能であれば、写真またはそのコピーを添付すること：できる限り最近かつ鮮明なもので、理想的には歯が見える笑顔の写真。また、消息を絶った時に着用していた衣服の写真も含めること

注：本様式に署名することにより、被面接者は、本様式に記載された情報が行方不明者の捜索および身元確認のためにのみ使用されることを理解したものとす。その内容は機密情報であり、行方不明者の捜索および身元確認以外の目的で使用する場合には、被面接者の明示的な同意を要する。

面接の場所及び日時： .....

面接者署名： .....

被面接者署名： .....

要請があった場合には、面接者の連絡先が記載された本様式の写しを被面接者に提供するものとする。

## 付録3

## 固有識別コード付き遺体ラベルおよび証拠保全の連鎖記録票

●	
<b>固有識別コード</b>	
発見場所	
担当者／チーム	
番 号	
日付	時刻
<b>証拠保全の連鎖</b>	
受領元	引渡先
日付	時刻
受領元	引渡先
日付	時刻
受領元	引渡先
日付	時刻

## 付録4 大量死者発生事案対応計画チェックリスト

### 大量死者発生事案対応計画チェックリスト—国家防災計画の付属文書

パン・アメリカン保健機構（PAHO）は、大量死者発生事案への対応に関するチェックリストを作成しており、これは各国の国家防災計画に付属する文書に含めるべき要素として活用できるものである。このチェックリストは、2006年版ロンドン大規模災害対応計画（the London Resilience Mass Fatality Plan 2006）および本マニュアルに基づいて作成されている。

このチェックリストには、大量死者発生事案対応計画を策定するにあたり、保健省または災害管理機関が取り組むべき基本的事項が含まれている。大量死者発生事案対応計画は単独の文書である必要はなく、国家防災計画の付属文書として位置づけることができる。そのため、大量死者発生事案対応付属文書は、大量死者発生事案対応に特有の事項のみに焦点を当てればよい。

各国が自国の計画に基づいた定期的な演習を実施し、当該計画（またはその一部）を実行するための組織的能力を評価するとともに、備えを促進することが重要である。

### 大量死者発生事案対応計画における必須要素

#### I. 序文および目的

- ◆ 大量死者発生事案対応計画の目的を概説する。
- ◆ 計画における前提条件を列挙する。
- ◆ 計画の適用範囲と、大量死者を引き起こす可能性のある地域の災害想定（例：災害の種類、発生頻度、影響の程度など）を明確にする。
- ◆ 大量死者発生事案対応調整委員会の構成メンバーや、計画立案・実施に関与する主要な協働機関および関係者を列挙する。

#### II. 発動

- ◆ 大量死者発生事案対応計画の発動手順を明記し、同計画を発動する責任者または機関を特定すること。（この権限は国家防災計画に記載されているものと同一であることを確認すること。）
- ◆ この計画段階における担当者の一覧表を添付し、各個人の役割と責任を明記すること。

#### III. 指揮統制

- ◆ 大量死者発生事案対応計画が国家計画とどのように整合するかについて、地域の保健当局、法執行機関、防災担当者と協議する。
- ◆ 大量死者発生事案における保健当局、NGO、国家防災機関の役割について協議すること。
- ◆ 医師・病理医による検死から実際の埋葬に至るまでの遺体の取り扱いに関する法的権限について協議すること。法執行機関の捜査上の必要性も考慮すること。
- ◆ 地域のインシデント・コマンド体制について協議すること。
- ◆ 作戦、後方支援、計画、財務・管理を含む指揮命令系統の組織図を示すこと。
- ◆ 必要に応じて、あらゆる災害／緊急事態対応計画を参照すること。

#### IV. ロジスティクス

- ◆ 遺体および関連する所持品の搬送手配について概要を提示すること。
- ◆ 一時的な遺体保管の手配について概説すること。これには20/40フィートの冷蔵コンテナの徴用が含まれる場合がある。各コンテナには容量の限界があり、相当量の電力や燃料を必要とする点に留意すること。
- ◆ 関係者間の緊急連絡手段について記述すること。これには、マスコミや一般市民に容易にアクセスされない安全な通信経路を含める必要がある。

- ◆ 必要な物資（例：国・地域単位の遺体袋、防水ラベルの備蓄）の調達先と方法を明記すること。
- ◆ 現場へ携帯用電源と水を調達・供給する方法を明記すること。
- ◆ ロジスティクスの手配を管理・監督するための訓練を受けた要員および支援チームを指名すること。
- ◆ 地域および地方の技術専門家や技術的資源を特定し、事前に締結された協定等を通じてそのサービスを確保する手配について明記すること。

## V. 福祉

- ◆ 遺族や関係者の福祉的ニーズに対応するための措置を明記すること。これには、遺体の確認や対面のための指定エリアの設置を含む（特定の感染症流行時など、遺体の隔離が必要な場合を考慮すること）。
- ◆ 遺体の引き渡しまたは埋葬を許可する際の手続き、および国内で認められている埋葬方法について、その流れを明記すること。この手続きは、当該国において死因調査の責任を有する法医学者、検視官、監察医、警察、司法機関などの関係機関と事前に合意しておく必要がある。また、地域社会における文化的・宗教的ニーズに対応するための措置も、計画に盛り込むこと。
- ◆ 地元の危機介入チームまたは心理社会的支援チームとの連携を含め、彼らが提供可能な支援レベルに応じた発動手順を明記すること。

## VI. 身元確認および通知

法執行機関、保健当局、社会福祉部門などからなるチームを特定し、法医学的手法を用いた遺体の身元確認、遺体の保全、遺族や関係者との再会の支援にあたらせる。地域の救助・収容手順との連携を検討し、本チームの活動とどのように連携させるかを明記すること。遺体の部分的な収容や処理に関しては、医師または病理医がその扱いを判断し、その判断を本計画に含めること。

- ◆ 故人の法的権利に関する情報（例：法執行法、国際刑事警察機構決議 AGN/65/RES/13（1996）、国際人道法、その他の倫理的・社会的規範）を盛り込むこと。
- ◆ 遺体安置の手配を含めること。そのための施設を特定し、設置に関する手配を行う。遺体の保管および提示方法、ならびにそれらの活動に関わる責任者についても検討すること。
- ◆ 捜査に関する事項について慎重に検討し、関連情報を盛り込むこと。検視、死亡届、保険手続き、刑事手続きなどに関連する法令を確認すること。
- ◆ 身元確認の専門チームが利用できない災害状況や、災害の規模が地域の対応能力を超える場合についても本計画で考慮すること。外部支援の手配や、地域レベルでの身元確認を促進する体制の整備についても検討すること。

## VII. 国際的側面

- ◆ 大量死者発生事案には、外国人（外国人労働者、観光客、移民または被災家族の親族の訪問者等）が含まれる可能性がある。
- ◆ 大量死者発生事案対応計画は、各国の在外公館（大使館等）と共有されるべきである。
- ◆ 移民に対応する際には、犠牲者の遺体を母国へ送還するための措置を含めるべきである。そのためには、入国管理局および法務省と協議すること。
- ◆ 災害発生国で死亡した自国民の遺体送還手配については、外務省または知事部局と協議すべきである。計画にはこれらの遺体受け入れ手配と、受領後の遺体処理規程を含めること。
- ◆ 特別な手配が必要となる可能性を考慮すること。防腐処理、死亡診断書の発行方法など。
- ◆ 観光客や高官等が含まれている場合で、その遺体が搬送される場合には、状況の機微に留意し、地元および国際報道機関への情報公開は慎重に管理されなければならない。パン・アメリカン保健機構／世界保健機関による「遺体の国際輸送に関する決議（1966年）」を参照すること<sup>9</sup>。
- ◆ 国内および地域の国際刑事警察機構窓口を特定し、必要に応じて支援を要請するための手続きを明確にすること。

## Ⅷ. 現場の保全と遺体の回収

- a. 遺体および遺体の一部の撮影、適切な遺体識別タグの取り付け、使用するタグシステム（警察の手続きに準拠）を明確に定めること。また、タグの正確な記録を誰が保持するかを定めること。これらの手順をどこで実施するか（例：収集センター）および必要なセキュリティ対策についても考慮すること。
- b. 個人所持品の撮影、ラベリングおよび保全の手順も計画に含めること。これらの業務を誰が担当するか？多くの場合、警察が担当することが想定される。また、十分な容量を持つデジタルカメラなどのリソースが確保されているか？
- c. 手順が正しく実施されたことを確認するため、監察の実施を想定しておくこと（監察は警察とは別の外部団体が担当するのが望ましい）。計画には、誰が、どこで、どのように監察を行うかを明記すること。
- d. 犯罪・テロ攻撃などの特定の状況においては、現場を捜査目的のために保全する必要がある。誰がこの責任を担い、どのように実施するか？これらは計画に段階的な手順で明記し、法執行機関と協議すること。

## Ⅸ. 遺体安置所

- e. 保管および遺体の処理に関して、地元の遺体安置施設および葬儀業者の所在地、収容能力、資機材等を計画内に記載し、関係する連絡先を明記すること。これらの施設への輸送手段も考慮すること。棺や遺体袋等の国・地域レベルの備蓄体制の整備も検討すること。民間の安置施設や葬儀業者との覚書（MOU）を作成し、計画の一部として盛り込むこと。これらの取り決めについては法務当局と協議すること。
- f. 搬送中に死亡した者や、災害に起因する傷病により病院で死亡した者の扱いについても計画に盛り込むこと。一部の国では、これらの遺体も現場死亡者と同様の手順に従って処理されている。
- g. 報道機関対応およびこれらの施設におけるセキュリティ対策の取り決めについて検討すること。
- h. 一般原則として、病院内の安置所は対応可能な人数に限って使用すべきであり、特に病院が1つしかない場合は使用すべきでない。臨時的遺体安置施設の設置も考慮すること。
- i. 遺体を指定の遺体安置施設へ搬送する経路の確保について、法執行機関が手順を特定し提供することを確実にする。

## X. 遺体処理：最終的な対応

- ◆ 遺体を遺族に引き渡す手順については、医師または病理医により明確に定められる必要がある。また、遺族が遺体の部分返還を希望する場合も考慮すべきである。
- ◆ 引き取り手のない犠牲者（遺体・遺体の一部）の処理や埋葬に関しては、医師／病理医、社会福祉機関、その他関係する地域機関と協議を行うこと。
- ◆ 法的な問題については、法務当局と協議し、これらの内容を計画書に明確に記載しておくこと。

## XI. 化学・生物・放射性物質・核（CBRN）災害

- ◆ 遺体の取り扱い方法、訓練および個人防護具（PPE）の要件、除染手順、現場および搬出された遺体や物品の継続的なモニタリング方法、冷蔵保管施設の設置場所について、こうした事態への対応手順を盛り込むこと。
- ◆ 車両やその他の保管設備・施設に対する除染手配、環境への影響、周辺地域の避難または隔離要件についても考慮する。
- ◆ 外部機関との取り決めにおいては、遺体の対面・確認、返還、埋葬、火葬、本国送還に関するリスク評価および助言の提供が求められる場合がある。これらの機関を計画内に明記し、覚書（MOU）を締結すること。

## XII. 広報・報道機関対応方針

- ◆ 多くの国には、国家レベルの広報計画および方針がある。本計画においても、それらを適用することができる。公式な発表は、国家緊急対策本部（NEOC）または現地の指揮所にある関連メディアセンターを通じて発信されるべきである。全ての現場（遺体安置所、病院、遺族面会区域など）からの情報は、NEOCに集約されるべきである。
- ◆ 報道機関による遺体安置施設、危機介入センター／遺族対面エリアへの立ち入りは制限すべきである。これらの区域の警備を確保する手順、および情報をメディアセンターへ集約して提供する手順を含めること。
- ◆ 身元不明の遺体が多数発生することを考慮し、死亡者の氏名公表手順を計画書に明確に定めるべきである。行方不明者・死亡者に関する問い合わせ窓口を設置する規程を設けるべきであり、これらの施設は病院や遺体安置所から離れた場所に設置すべきである。

## XIII. 保健および安全

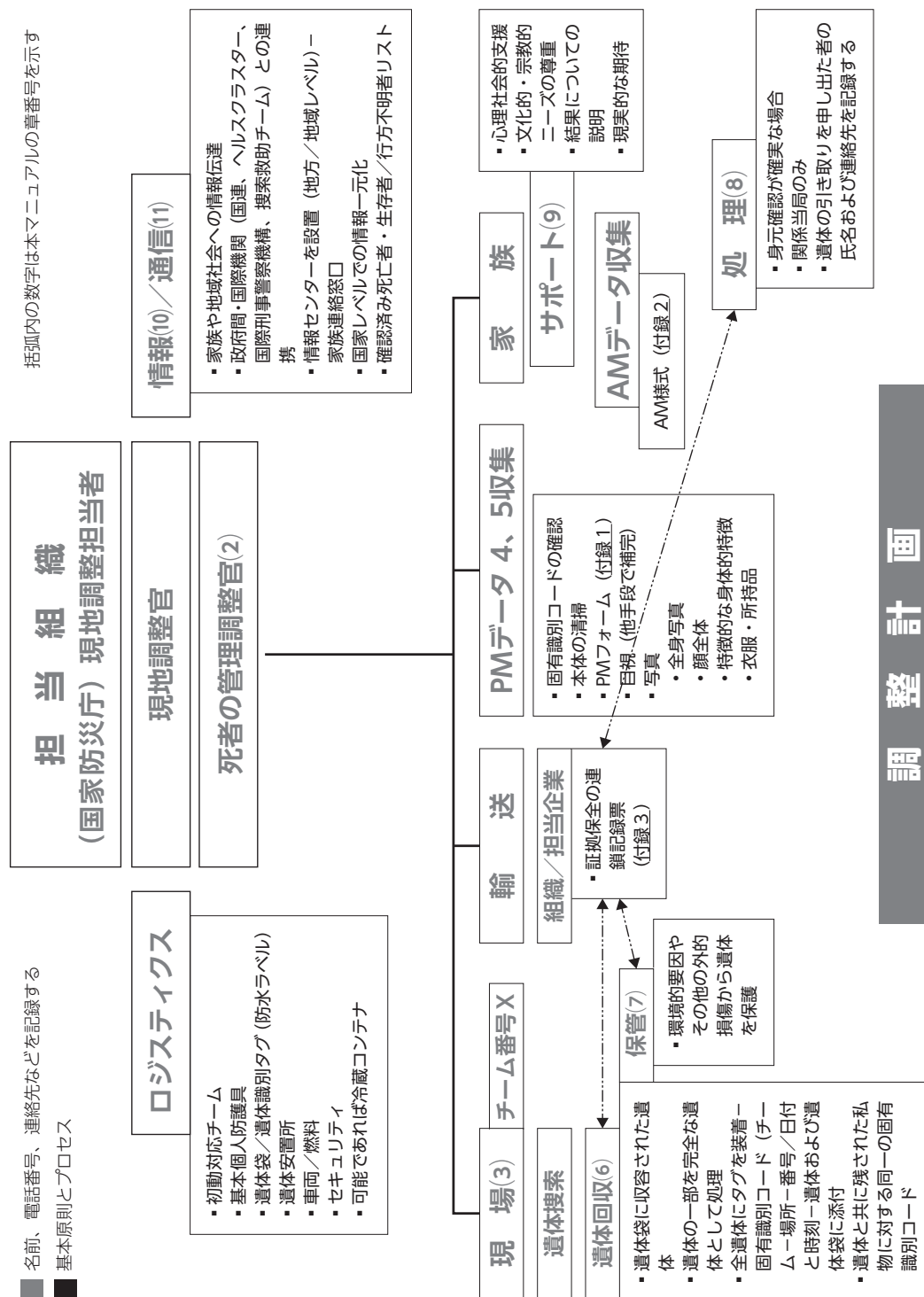
- ◆ 対応者の福祉と心理的ニーズへの配慮を検討する。地域の危機介入チームや精神保健サービスがこの分野で支援を提供できる。赤十字や類似機関からの訓練を受けたボランティアがこうした支援を提供できるよう、受け入れる方法を検討するべきである。
- ◆ 休憩エリアの確保と整備が必要となる場合がある。これらにかかる責任と資源の調達方法は、現地で確立すべきである。
- ◆ 対応者の中に家族や友人を亡くした者がいる場合、誰がどのように扱うかを決定する準備も整えるべきである。

## XIV. 災害時遺体安置計画

- ◆ 多くの国では、警察が遺体安置所における遺体の記録作成と管理、および証拠保全の連鎖を確保する責任を負う。関連する書類、手順、および遺体安置所の配置図を計画に含めるべきである。
- ◆ 多数の犠牲者を伴う大規模災害が発生した場合、遺体安置所管理チームの設置が必要となる可能性がある。本計画には、チームの構成、招集手順、各構成員の責務を明記すること。
- ◆ 本要素には、遺体安置において実施されるべき一連の手順を含めること。すなわち、遺体の搬入および登録、保管、検視・撮影、遺体洗浄、X線撮影、指紋採取、菌科学鑑定、遺体袋交換、防腐処理、遺体安置、遺体引渡、未請求遺体、本国送還遺体、DNA・毒物検査、書類作成、遺品保管、備品リスト、廃棄物処理、人員配置、面会者対応、健康・安全・福祉。

## 付録5

# 遺体管理のための調整計画フローチャート：事例



## 付録6 感染症の流行による死者の遺体の取り扱い

### はじめに

本マニュアルは、初動対応者を対象としたものである。エボラウイルス病など、感染症の流行に起因する死亡者の取り扱いにおいては、訓練を受けていない初動対応者が関与すべきではない。ただし、初動対応者または非専門家であっても、当該感染症の取り扱いに熟練した者による訓練を受けることで、対応が可能となる。本付録は、対応に必要な基本原則、対応手順、および訓練に用いる資機材の概要を示すものである。なお、本付録は専門的訓練の代替となるものではないことに留意する必要がある。

### 原則

エボラウイルス病など、強い感染力をもつ疾患による死亡者の遺体を取り扱うことは、感染制御における重要な活動である。これは遺体取扱者が以下を必要とすることを意味する。

- ★ 当該疾患、およびその原因となる病原体と感染経路について理解していること
- ★ 個人防護具（PPE）の着用および脱着を含む、感染の可能性のある遺体の取り扱いにおける正しい手順に関する知識
- ★ 手順を例外なく正確に実施するための自己規律を備えていること

これを達成するには教育と訓練が必要である。

### 感染症の理解—エボラウイルス病

感染症の発生時には、その伝播経路を理解することが重要である。エアロゾルを介して伝播する疾患もあれば、体液との直接接触によって伝播する疾患もある。伝播経路を理解することで、初動対応者は自身を感染から守ることが可能となる。

疾病を引き起こす病原体の中には、死者の体外に出た後、短時間で死滅するものもあり、その場合は生存者への感染リスクは低下する。しかしながら、感染者が死亡した後も問題を引き起こす病原体も存在する。エボラウイルス病はその一例である。

エボラウイルス病（Ebola Virus Disease：EVD）は、かつてエボラ出血熱と呼ばれていた疾患であり、感染症を引き起こす病原体のうちグループ4に分類される。グループ4の病原体とは、「通常、人または動物に重篤な疾患を引き起こし、直接的または間接的に個体間で容易に感染伝播し得るものであり、有効な治療法や予防手段が通常存在しない」ものを指す<sup>10</sup>。この疾患は、感染者または死体の体液との直接接触によって伝播する。このウイルスは、遺体の体表面や体液で汚染されたシーツ等の表面上で、数日間生存し得ることが知られている。実際に、遺体から漏出した体液が、遺体取扱者の皮膚の損傷部位や粘膜を介して接触することにより、感染が生じた事例が報告されている。このため、遺体を取り扱う際には重大な感染リスクが存在することを十分に認識し、完全な個人防護具を着用することが不可欠である。こうした認識と準備には、当該病原体グループに属する疾患に関する教育訓練、および遺体の適切な管理方法に関する知識が求められる。

## 個人防護具（PPE）

本節は、グループ4の病原体を保有している可能性のある遺体を取り扱う際に使用する個人防護具（PPE）についての基本的な推奨事項を簡潔に紹介するものである<sup>10</sup>。ただし、取扱者はこの装備を使用する前に、適切な監督下での訓練を受けなければならない。

グループ4病原体を保有している可能性のある遺体を扱う場合、すべての遺体取扱者は以下の事項を遵守すること。

1. 目、口、鼻の粘膜を個人防護具（PPE）で完全に覆うこと。
2. フェイスシールドまたはゴーグルのいずれかを使用すること。
3. 口元に密着して潰れない構造を有する、耐液性の医療用／外科用マスク（例：ダックビル型、カップ型）を着用すること。
4. ニトリル製手袋を二重に着用すること（ラテックス製手袋は使用しないこと）。
5. 通常の勤務服（例：手術用スクラブ）の上から、追加の防護用衣類を着用すること。
  - ★ この防護用衣類は、使い捨てのガウンおよびエプロン、または使い捨てのカバーオールおよびエプロンのいずれかとすること。使い捨てガウンまたはカバーオールは、血液または体液、もしくは血液媒介病原体の浸透に対する耐性試験を受けた素材で作られている必要がある
  - ★ エプロンの選択は、優先順位として、使い捨て防水エプロン、それが入手できない場合には、使用後に適切な洗浄および消毒を行うことを前提とした、耐久性があり再使用可能な防水エプロンとする
6. 防水ブーツ（例：ゴム長靴）を着用。
7. 頭部および首を覆うヘッドカバーを着用すること。ヘッドカバーは、ガウンまたはカバーオールとは別体のものとし、それぞれを個別に脱衣できるようにすること。

（技術仕様は、2014年10月に発行されたWHOのフィロウイルス感染症発生対応における個人防護具に関する迅速助言ガイドラインに記載されている<sup>11</sup>。）

## 安全な取り扱いと埋葬

WHOは、エボラウイルス病が疑われる死亡者の安全な取扱いおよび埋葬を含む手順を定めたプロトコルを策定している<sup>12</sup>。これらの措置は、遺体に一時的であっても接触する者、または遺体の搬送や埋葬に関与するすべての者によって適用されるべきである。このような遺体の取扱いは、訓練を受けた要員のみが行うべきである。

本手順は、遺族および地域社会にとって極めて繊細な性質を有するものであり、場合によっては混乱や、さらには公然たる対立の原因となり得る。いかなる手順を開始する前であっても、遺族に対して十分な説明を行い、埋葬の過程および各段階について、特に故人の尊厳と敬意の確保に関する点を含めて理解を得る必要がある。内容について合意が得られ、理解が確認された後に、埋葬を実施することができる。遺族の合意が得られるまで、いかなる埋葬手続きも行ってはならない。

要約すると、本手順には以下の内容が含まれる<sup>13</sup>。

<p>1. 出発前： ・チーム編成 ・消毒剤の準備</p>	<p>各チーム： ・4名の搬送担当者（全員が完全な個人防護具〔PPE〕を着用） ・1名の消毒噴霧担当者（完全な個人防護具〔PPE〕を着用） ・1名の技術監督者（個人防護具なし） ・1名の地域調整／コミュニケーション担当者（個人防護具なし）</p>
<p>2. 故人の家に行く前に必要なすべての資機材を準備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体袋</li> <li>・手指衛生</li> <li>・個人防護具</li> <li>・廃棄物管理</li> </ul>
<p>3. 到着時：遺族とともに故人宅において埋葬の準備を行い、リスクを評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人防護具（PPE）を着用せずに遺族に挨拶する</li> <li>・弔意を表し、家族代表者を確認したうえで、埋葬の進め方について協議する</li> <li>・安全確保のための手順について説明する</li> <li>・遺族が棺を用意している場合には、棺を運ぶ家族構成員を特定する</li> <li>・墓穴がすでに掘られているかを確認し、掘られていない場合には掘削を手配する</li> </ul>
<p>4. 個人防護具（PPE）の着用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の立ち会いのもとで、すべての個人防護具（PPE）を着用する</li> </ul>
<p>5. 遺体を遺体袋に入れる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも2名のチームメンバーが家屋内に入る</li> <li>・遺体のそばに遺体袋を置き、開封する</li> <li>・遺体の腕および脚を持ち、遺体を遺体袋内に収容する</li> <li>・遺体袋を閉じる</li> <li>・遺体袋の外側を消毒する</li> </ul>
<p>6. 文化的に適切な場合には、遺体を棺に収容する。棺が利用できない場合は、遺体を火葬場へ搬送する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体袋を棺に収容する</li> <li>・家族の希望に応じて、衣類やその他の物品を棺内に納める</li> <li>・手袋を着用した家族構成員が棺を閉じることを認める</li> <li>・棺の外表面を消毒する</li> <li>・家族が求める哀悼の時間を尊重する</li> </ul>
<p>7. 汚染された物品を回収し、必要に応じて消毒を行う。消毒が困難な場合には焼却処分とする。また、個人防護具（PPE）を着用した上で、室内や住宅等の環境について清掃および消毒を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗剤を用いて清掃した後、故人によって感染している可能性のある住宅内のすべての部屋および付属施設を消毒すること。特に、体液（例：血液、鼻汁、喀痰、尿、便、嘔吐物）によって汚染された箇所を重点的に消毒すること</li> <li>・患者に使用した可能性のある鋭利物は、漏れ防止・穿孔防止容器に収集し廃棄する</li> <li>・家族の同意を得て、故人の体液で汚染された物品・衣類・寝具は家から一定の距離を確保した場所で焼却する。シーツ・マットレス・藁マットなどは新品と交換する</li> <li>・亡くなった患者に汚染された可能性のあるその他の物品を消毒する</li> </ul> <p><b>本手順の完了時、亡くなった患者の所持品は全て焼却されるか、棺桶に入れられるか、消毒済みの袋に入れられる。また、家の中の汚染の可能性がある場所は全て消毒される。</b></p>
<p>8. 埋葬管理チームによる個人防護具の除去</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人防護具（PPE）を着用している家族全員の消毒を指導する</li> <li>・チームが使用する再利用可能な個人防護具（例：ゴム長靴）を消毒する</li> <li>・使い捨ての個人防護具は、推奨されている手順に従い、適切な廃棄用袋に廃棄する</li> <li>・手指衛生を実施する</li> <li>・消毒済みの再利用可能な資機材を廃棄用袋に回収する</li> </ul> <p><b>本手順の完了時、チームの構成員はすべて個人防護具を脱衣し、手指衛生を実施する。</b></p>

<p>9. 棺または遺体袋を家から墓地まで搬送する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棺に汚損がない場合は、家庭用手袋を着用した上での搬送で十分である</li> <li>・適切な車両の後部スペースを、霊柩車として代用することが可能である</li> <li>・遺族に対する敬意を払い、哀悼のための時間を確保しなければならない</li> <li>・一部の家族は棺のそばに座れるが、埋葬チームが必要とする運転席には座れない</li> <li>・悲しみの表現（叫び声・泣き声・歌うなど）は尊重されるべきである</li> </ul> <p><b>本手順の終了をもって、棺は墓地へと搬送される。</b></p>
<p>10. 墓地での埋葬と、地域住民を祈りに招くことは、緊張を和らげ、平穏な雰囲気をもたらす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用手袋を着用した搬送担当者が棺を墓地まで運び、墓穴へと安置する</li> <li>・衣類や身の回り品が入った袋を墓穴内に配置する</li> <li>・文化的慣習を尊重する（例：霊魂を解放するための結び目の開放、祈禱や弔辞のための時間の確保、遺族による埋葬作業の実施）</li> <li>・墓地に恒久的な識別標識（墓標）を設置する</li> <li>・家庭用手袋を回収し、消毒のため感染性廃棄物袋に入れる</li> <li>・手袋を外した後、手指衛生を徹底する</li> </ul>
<p>11. 病院に帰還する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使い捨て器具を焼却処分する</li> <li>・再利用可能な器具は再度消毒し乾燥させる</li> <li>・霊柩車を清掃および消毒する。特に棺（または遺体袋）を積載した箇所を重点的に行う</li> </ul>

## 付録7 墓 地

本付録は、災害発生後における遺体の短期的または長期的安置を目的とした、埋葬地の選定に係る主要な課題に対処するための検討事項および推奨事項を提示するものである。極限状況下においては、これらすべてを順守することが困難な場合がある。感染症の流行（エビデミック）が発生した場合には、さらに専門家のアドバイスを求める必要がある。

考慮すべき基準／リスク	対 策
遺体の腐敗に伴う飲料水の汚染	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 埋葬された遺体から、高濃度の微生物が飲料水へと流出することにより、水質汚染が発生する可能性がある。これらの微生物は、死亡時に体内に存在していたものである。しかしながら、墓地からの浸出水が明白な原因となって発生した、感染症の流行（エビデミック）や広範囲にわたる疾患の発生については、文献等に記録されていない<sup>14,15</sup>。</li> <li>2. 埋葬地と、飲用井戸、ボーリング井戸、およびその他の井戸との間には、安全な距離（250m以上*）を確保しなければならない。</li> <li>3. 埋葬地と、その他の湧水地または河川等（30m以上*）、および暗渠（あんきよ）排水路（10m以上*）との間には、安全な距離を確保しなければならない。</li> <li>4. 遺体は、地下水位よりも高い位置に埋葬しなければならない。</li> <li>5. 埋葬地の周囲に深根性植物（根を深く張る植物）による緩衝帯を設けることは、微生物や腐敗産物の除去に有効である<sup>16</sup>。</li> <li>6. 棺は、速やかに分解され、かつ環境中に残留性化学副産物を放出しない素材のものでなければならない<sup>14</sup>。</li> </ol> <p><b>*距離は、現地の地質学的および水理的な土壌特性によって異なる場合がある。</b></p>
腐肉食動物（scavengers）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物が遺体を損壊するのを防ぐため、遺体は厚い土層（90cm～1.2m）で覆わなければならない。</li> <li>・埋葬地の周囲に囲い（フェンス等）を設置することは、大型の腐肉食動物（scavengers）の侵入防止に有効である。</li> </ul>
地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地は地下水を保全するため、通常、周囲の地域よりも高い位置にある高台に設置される。</li> <li>・選定された用地が平坦地である場合には、洪水のリスクを排除すべきである。傾斜地や丘陵地は、地滑りの危険性があり、造成がより困難となる場合がある。</li> <li>・新たに墓地を開設する前には、いかなる場合でも地質学的・水理学的な専門家の意見を求めるべきである。</li> </ul>
文化的および宗教的側面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葬送の儀礼は、地域内および地域間において大きく異なる。埋葬地は、遺族がその意向に従い、故人を悼み、敬意を表することができるよう配慮されたものであるべきである<sup>15</sup>。</li> <li>・各遺体の最終的な埋葬場所は、地上において明確に表示されなければならない。</li> <li>・身元不明の遺体の一部（例えば、損傷が激しく断片化した遺体など）については、遺族の合意を得た上で、記念庭園や慰霊碑を設置する場合がある。</li> </ul>
法的側面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの国々において、墓地の設置に関する法的枠組みが整備されている（公衆衛生法、環境法、水資源管理・保護に関する法律、建築法、墓地法、プライバシー法など）。</li> </ul>

## 付録8 大量死者発生災害における 法医学的 DNA 分析の活用を可能とするプロセス

災害発生後の遺体の身元確認においては、法医学的人体識別を包括的な方法として位置づけ、利用可能なあらゆる証拠の系統を活用して実施されるべきである。災害後に多数の遺体の身元確認を行うために DNA 技術を用いる場合には、以下の点を十分に考慮する必要がある。DNA プロファイリングは、指紋の発見以来、法医学分野における最大の進展の一つである。個別の事例においては極めて有効な手法である一方、災害時に多数の人の身元確認に DNA を用いることは複雑であり、これを成功させるためには、以下に示すプロセスが適切に実施される必要がある<sup>17</sup>。

プロセス	プロセスが必要な理由
各遺体には固有識別コードが付与され、本マニュアルに従って検査が実施され、その所見が記録され、かつ追跡およびアクセスが可能な状態で保管されなければならない。	このプロセスにより、識別に資する特徴的な身体的特性または所見を有する特定の遺体、あるいは後日、行方不明者の生物学的親族との DNA プロファイルの一致が確認された遺体について、以下の対応が可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる検査を行うこと。</li> <li>・埋葬のために遺族へ遺体を引き渡すこと。</li> <li>・当該遺体がすでに埋葬され、移動されない場合には、正しい氏名を記した追悼標識を設置すること。</li> </ul>
DNA 抽出の対象となる検体（筋肉、骨、足の爪など）を遺体から採取する。	遺体の DNA 型鑑定が実施可能となる。
検体は確実に保護され、ラベル（固有識別コードを含む）が貼付された上で、さらなる劣化が抑制され、証拠保全の連鎖が確保され、かつ鑑定に供することが可能な状態で保管される。	これにより、検体の劣化を最小限に抑えることで、遺体から採取された検体の DNA プロファイリングが可能となる確率が最適化される。プロファイリングが成功し照合（マッチング）に至った際には、その型を特定の遺体へと確実に遡って特定することが可能となる。
本マニュアルに従い、行方不明者の名簿が、それらの者に関する生前情報（AM 情報）と共に記載されている。	行方不明者の名簿がなければ、いかなる根拠（たとえ完全な DVI 業務を実施したとしても）に基づいても、遺体の DNA プロファイリングを含め、相当数の身元特定を行うことは不可能である。名簿がなければ、遺族から比較対象となる DNA 検体を収集することがより困難になる。行方不明者に関する生前情報（AM 情報）がなければ、いかなる DNA 照合の結果についても、他の情報を用いて裏付けをとることは不可能となる。
行方不明であり死亡したと考えられる者の遺族が、対照検体を提供できるように設計されたシステムが整備されている。	適切な対照検体（状況や鑑定システムにより異なる）がなければ、照合における統計学的な証明力が不足するため、DNA 鑑定主導による身元特定を相当数行うことは不可能となる。
（遺体由来の）劣化した多数の検体、および遺族からの多数の生体検体の双方を処理する能力を有する検査機関を特定し、連携体制を構築する。仮に一つの検査機関ですべての検体を扱う場合には、被災者由来の検体と遺族からの検体は、物理的に分離された場所で処理されるべきである。	国内の検査機関が利用できない場合がある。検体を海外へ送付することは、遺族および当局にとって、心理社会的、政治的、ならびに物流管理上のさらなる検討事項が生じる可能性がある。

<p>行方不明者の数を考慮した DNA データの評価枠組みを構築し、DNA 型照合における統計学的な閾値を採択する。</p> <p>2つの検体グループ（犠牲者と遺族）を比較するため、強固なプロトコルと共に、適切なソフトウェアが利用可能な状態を確保する。</p>	<p>ここでの不備は、誤認（場合によっては連鎖的な誤認）を招き、それによって身元特定プロセス全体の信頼性を損なう結果となる。</p>
<p>上記の事項を履行するために必要な資金を把握し、その財源を確保しなければならない。</p>	<p>大規模な災害の場合、その財政負担は多くの政府の能力を超える。</p>

## 付録9

# 大量死者発生災害における外国籍死亡者の管理

外国籍の訪問者や居住者には、その安否情報を切望している家族がいる。国際刑事警察機構総会議（AGN/65/RES/13）に記されている通り、「人間は死後もそのアイデンティティを失わない権利を有する」<sup>18</sup>。親族の死を知ること、および遺体を引き取ることは、現地の家族にとっても海外の家族にとっても等しく重要である。したがって、多数の死者が発生する災害において、遺体管理のプロセス全体の中に、身元特定後の外国籍死亡者の遺体に関する取り決めを含めることは合理的である。

これは、明文化するのは容易だが実行するのは困難な原則である。結局のところ、どの遺体が外国籍のものであるかを見出す問題は、その災害で死亡した全犠牲者の身元を特定することによって最善の解決が図られる。身元特定に先立って、外国籍と思われる者と地元住民を区別する作業が可能であると考えられることもあるが、通常、これを確実に行うことはできない。この点を理解すれば、災害への初期対応は簡素化され、差別を避けることにもつながる。

外国籍死亡者の発見を優先させる圧力が、全死亡者を特定するための体系的な現地対応の優先順位を歪めることがあってはならない。例えば、他国のチームが単に自国籍と推定される遺体の処理のためだけに現場に駐在することは、通常適切ではない。そのような支援は、遺体管理全般のために提供されるべきものである。この前提に基づき、かつ外国籍の死亡者が発見された場合には、現地責任者の指示に従うことを条件として、当該国のチームがその遺体の管理に関与することが合理的である可能性がある。

遺体管理全般を扱う大量死者発生事案対応計画に関連し、死亡者が外国籍であると判明した場合の手順を明記する工程を含めるべきである。これらの手順は事前に策定しておく必要があり、国際刑事警察機構や外交団、あるいは当該国大使館が関与する場合がある。

## 付録10 参考文献

- 1 Tidball-Binz, M. Managing the dead in catastrophes: guiding principals and practical recommendations for first responders. *International Review of the Red Cross*. 2007, 89 (866): 421-442.
- 2 Principles of good DVI governance. *Interpol Disaster Victim Identification*. Lyon: Interpol. (<http://www.interpol.int/INTERPOL-expertise/Forensics/DVI>).
- 3 The cluster approach. *Humanitarian response*. Geneva: United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs. (<https://www.humanitarianresponse.info/en/coordination/clusters>).
- 4 de Goyet C. Epidemics caused by dead bodies: a disaster myth that does not want to die. *Rev Panamericana de Salud Pública* 15(5):297-9. ([http://publications.paho.org/english/editorial\\_dead\\_bodies.pdf](http://publications.paho.org/english/editorial_dead_bodies.pdf)).
- 5 Douceron H, Deforges L, Gherardi R, Sobel A, Chariot P. Long-lasting postmortem viability of human immunodeficiency virus: a potential risk in forensic medicine practice. *Forensic Sci Int*. 1993;60:61-66.
- 6 Ebola virus disease. Fact sheet No. 103. Geneva: World Health Organization; August 2015. (<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs103/en/>).
- 7 Forensic Human Identification. International Committee of the Red Cross, 2013. (<https://www.icrc.org/en/publication/4154-forensic-identification-human-remains>).
- 8 Haglund WD, Connor M, Scott DD. The archaeology of contemporary mass graves. *Historical Archaeology*. 2001;35 (1 Archaeologists as forensic investigators: defining the role):57-69.
- 9 PAHO/WHO Resolution on the International Transportation of Human Remains. 1966. (<http://iris.paho.org/xmlui/bitstream/handle/123456789/2177/CD16.R36en.pdf?sequence=1>).
- 10 Laboratory biosafety manual, third edition. Geneva: World Health Organization; 2004. (<http://www.who.int/csr/resources/publications/biosafety/Biosafety7.pdf?ua=1>).
- 11 Personal protective equipment in the context of filovirus disease outbreak response. Rapid advice guide-line. Geneva: World Health Organization; October 2014. (<http://who.int/csr/resources/publications/ebola/ppe-guideline/en/>).
- 12 Field situation: how to conduct safe and dignified burial of a patient who has died from suspected or confirmed Ebola virus disease. Geneva: World Health Organization; October 2014. (<http://who.int/csr/resources/publications/ebola/safe-burial-protocol/en/>).
- 13 How to conduct safe and dignified burial of a patient who has died from suspected or confirmed Ebola virus disease. World Health Organization. 2014. ([http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/137379/1/WHO\\_EVD\\_GUIDANCE\\_Burials\\_14.2\\_eng.pdf?ua=1](http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/137379/1/WHO_EVD_GUIDANCE_Burials_14.2_eng.pdf?ua=1)).
- 14 The impact of cemeteries on the environment and public health. Copenhagen: WHO Regional Office for Europe; 1998.
- 15 Young CP, Blackmore KM, Leavens A, Reynolds PJ. Pollution potential of cemeteries. Bristol: Environment Agency; 2002.

- 16 Dent BB. The hydrogeological context of cemetery operations and planning in Australia. (Thesis). Vol 1. Sydney: 2002 .
- 17 Missing people, DNA analysis and identification of human remains: A guide to best practice in armed conflicts and other situations of armed violence. Second Edition. International Committee of the Red Cross, 2009. (<https://www.icrc.org/en/publication/4010-missing-people-dna-analysis-and-identification-human-remains-guide-best-practice>).
- 18 Disaster victim identification. Interpol Resolution No. AGN/65/RES/13 of the Sixty-fifth Interpol General Assembly, Antalya, 23–29 October 1996. (<http://www.interpol.int/About-INTERPOL/Structure-and-governance/General-Assembly-Resolutions/Resolutions-1990-to-1999/1996-AGN65>).

*All Web references were active at the time of publication.*

## 付録11 国際機関

World Health Organization: 世界保健機関  
<http://www.who.int/en/>

Pan American Health Organization: パン・アメリカン保健機構  
<http://www.paho.org/hq/>

International Committee of the Red Cross: 赤十字国際委員会  
<http://www.icrc.org>

International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies: 国際赤十字・赤新月社連盟  
<http://www.ifrc.org/>

Interpol: 国際刑事警察機構  
<http://www.interpol.int/>



# 災害後の遺体管理

## 初動対応者のための現場マニュアル

### 第2版

2026年3月31日 第1刷発行

発行 学校法人日本赤十字学園  
日本赤十字国際人道研究センター  
〒150-0012 東京都渋谷区広尾4-1-3  
(日本赤十字看護大学内)  
<https://www.jrc.ac.jp/ihs/>

ISBN978-4-9914735-0-0

©2025 Japanese Red Cross Academy



日本赤十字国際人道研究センター